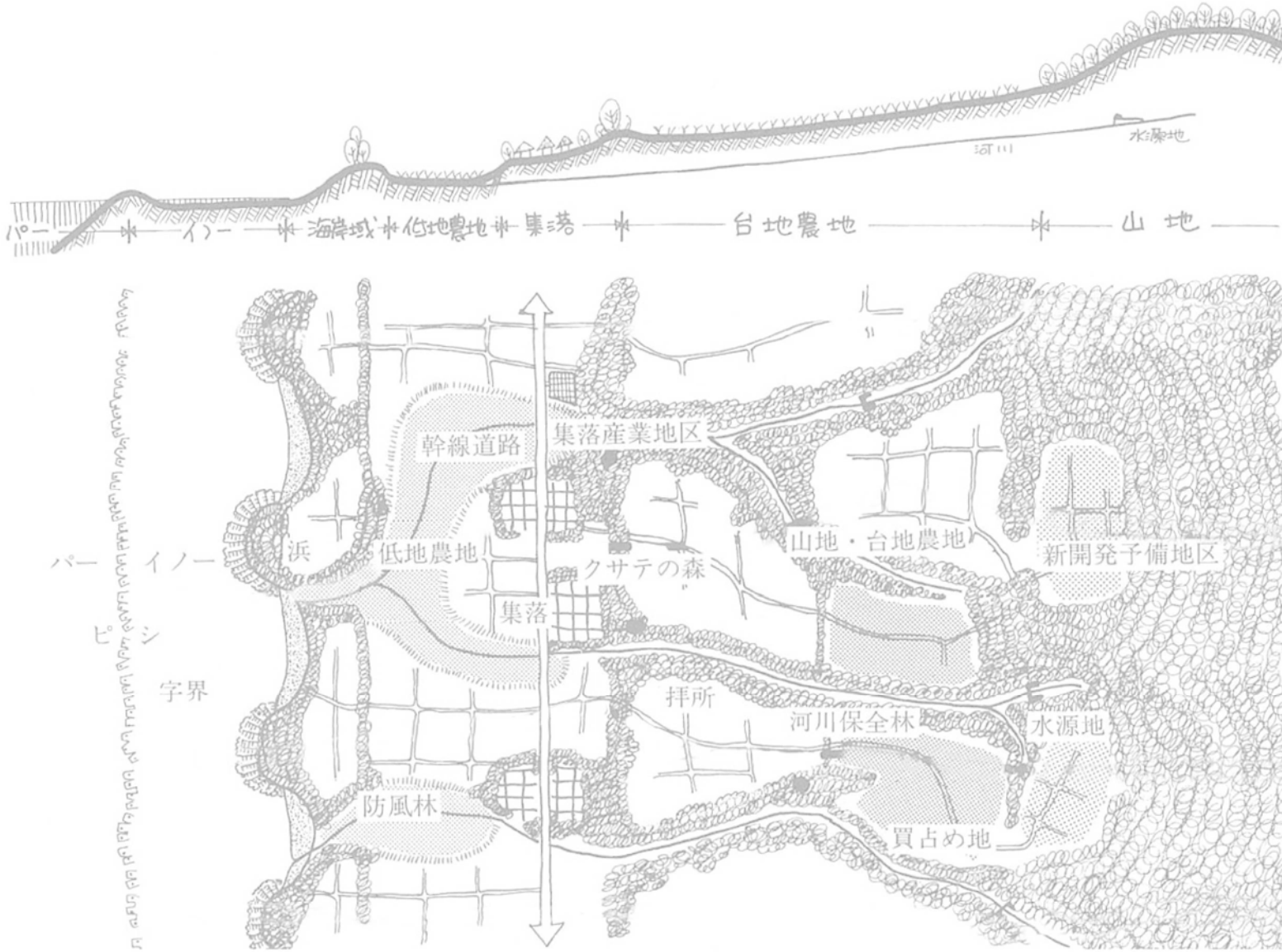


今帰仁村景観計画



平成 25 年 3 月

今 帰 仁 村



< 目 次 >

序 章	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 景観計画の位置づけ	2
3. 今帰仁村の概要	3
第Ⅰ章 今帰仁村における景観の特性と課題	5
1. 今帰仁村の景観の特性	5
2. 今帰仁村における景観の形成に関する課題	27
第Ⅱ章 景観形成に関する方針	29
1. 景観計画区域の指定	29
2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	30
3. ゾーン別景観形成の方針	32
4. 景観形成重点地区	47
第Ⅲ章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	58
1. 景観計画・景観条例の手続き	58
2. 届出対象行為	59
3. 景観形成基準	61
第Ⅳ章 良好な景観形成に関するその他の方針	76
1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	76
2. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項	76
3. 景観重要公共施設の指定の方針	77
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	77
5. 自然公園法の許可の基準	77
第Ⅴ章 景観づくりの推進に向けて	78
1. 各主体の役割	78
2. 景観づくり推進体制の確立	79
参考資料「集落の変遷と移動及び形態について」	80

序 章

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

観光立国を実現する戦略の一つとして国土交通省は「美しい国づくり政策大綱（平成15年7月）」を公表しました。この大綱の中で国は、社会資本整備や公共事業の名のもと多くの美しい風景を失わせたことを反省し、まず自ら襟を正し、その上で官民挙げて魅力ある国づくりに向けて取り組む方向性を示すと同時に、「景観に関する基本法制の制定」を具体的施策として明示しました。これらを受けて、平成16年に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されました。

本村においては、村民及び事業者、行政との協働により、村民の共通の財産である良好な景観を守り・育み、次世代へと引き継いでいくため、景観法第8条に基づく景観計画として、本計画を策定します。

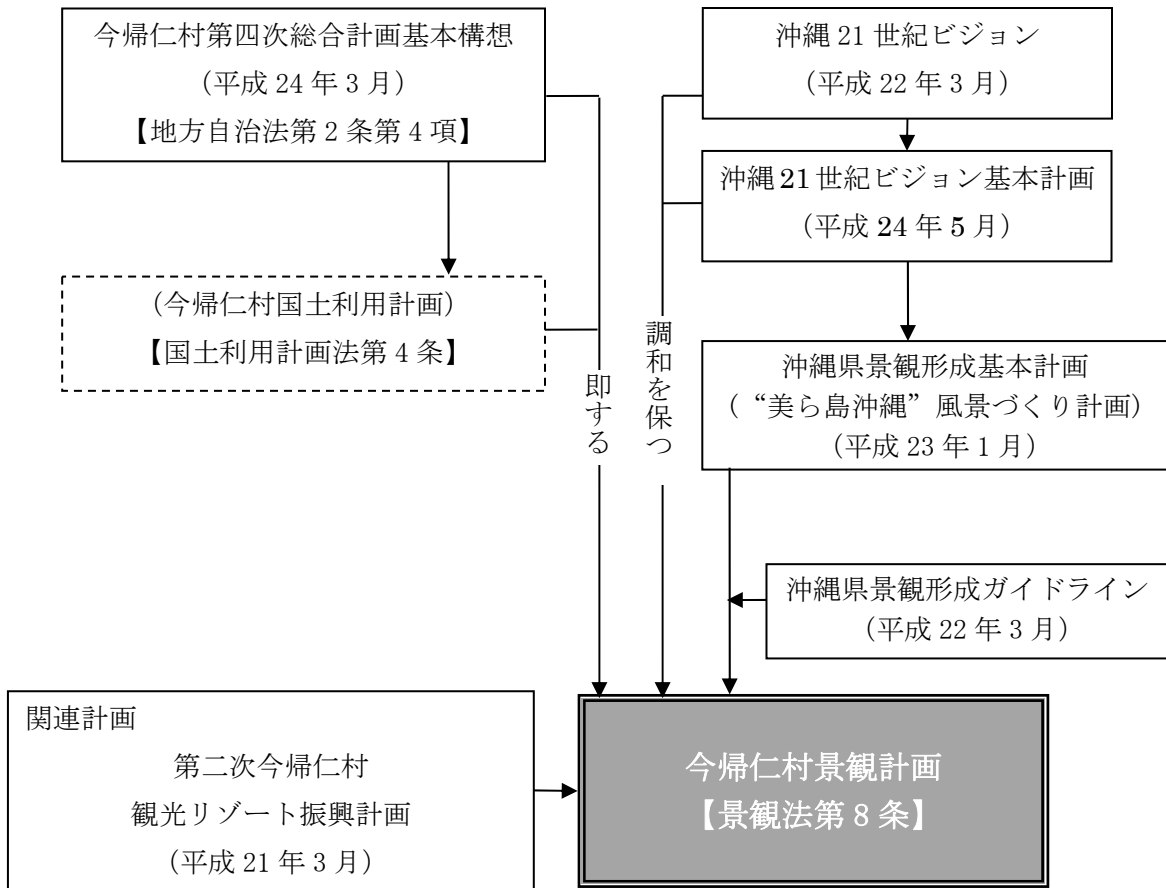
(2) 計画の目的

今帰仁村は沖縄本島北部に位置する人口約9,500人（平成25年現在）の農村であり、「ムラ・人・農が織りなすゆがふむら・今帰仁」を将来像としています。本村では、農地が織りなす今帰仁らしい景観を保存、継承、発展させていくこと、また地域振興にも寄与する景観づくりを進めることを目的として本計画を策定します。

本計画は、本村における景観特性、本村が目指すべき「景観像」及び「景観形成に関する基本方針」等を示し、行政、事業者及び村民等の多様な主体が共通の景観形成のビジョンを有し、さらに、「良好な景観形成のための行為の制限」等を定めることにより、より実効性の高い景観形成を推進することを目的とします。

2 景観計画の位置づけ

本計画は、本県の沖縄 21 世紀ビジョン及び沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）と調和を保ち、今帰仁村第四次総合計画基本構想に即するものとします。



3 今帰仁村の概要

(1) 位置と地勢

今帰仁村は、沖縄本島北部、本部半島の北東部（北緯 26°40'43"、東経 127°58'29"）に位置し、那覇市から北へ^{みちのり}道程約 85km。東から東南部にかけては名護市、南西部から西は本部町、北は東シナ海に面し、北東約 1.5km には古宇利島があります。村土面積は 39.89k m²です。

村の南側には、乙羽岳（標高約 275m）を中心に山並みがほぼ東西に延びており、その山麓から北および東に向かって緩傾斜地となり、さらに平坦地が広がり、耕作地は集落を中心に広がっています。村内の河川は、村の中央部を呉我山から仲宗根を通り東シナ海へと注ぐ大井川（二級河川）と今帰仁城跡の東側を流れる志慶真川（普通河川）があります。その外に四本の普通河川があり、いずれも南から北方向へと流れ東シナ海へと注いでいます。



(2) 人口及び産業

人口は約 9,500 人（平成 22 年国勢調査）であり、ここ 10 年程度ほぼ横ばいで推移しています。65 歳以上の人口の割合は 26.5%と、沖縄県平均の 17.4%に比べて高く（平成 22 年国勢調査）、高齢化の進む傾向にあります。

産業別就業者数は、1 次産業 30%、2 次産業 16%、3 次産業 54%と、他市町村と比較して農業の盛んな村です。



スイカ等多くの農作物が作られている

(3) 歴史

「今帰仁」は古くはオモロや辞令書で「みやきせん」とうたわれ、また『海東諸国紀』(1471年)には、「伊麻寄時利」と記され、近世(17世紀)になって「今帰仁」と表記されるようになりました。

琉球が中山に統一される前の「三山鼎立時代」には、北部地域は山北(北山)王が支配し、今帰仁グスクがその拠点でした。

三山統一後の今帰仁は、現在の本部町を含む本部半島の大半を占める大規模な間切(今でいう村)でしたが、1665年に第二監守時代の監守が首里に引き上げると、翌年に今帰仁間切は今帰仁と伊野波(本部)の二つの間切に分割され、ほぼ現在の規模となりました。

村内には今泊、兼次、諸志、与那嶺、仲尾次、崎山、平敷、越地、謝名、仲宗根、玉城、呉我山、湧川、天底、勢理客、渡喜仁、上運天、運天、古宇利の19の字^{あざ}があります。

今帰仁間切の番所(後に役場と改称)は運天港に所在し、大正5年に仲宗根に移転しました。間切には地頭代^{じとうだい}をはじめ総耕作当^{そうこうさくあた}や夫地頭^{ふじとう}や首里大屋子^{しゅりおおや}や掟^{うち}などの役職があり、間切の長は、地頭代^{じとうだい}、間切長、さらに村長へと改称されます。

その後、昭和20年(1945年)には沖縄戦、アメリカ施政権下を経て、戦後復興の中、本村は農村再建にあたりました。昭和47年(1972年)には本土復帰、さらに昭和50年(1975年)には沖縄国際海洋博覧会が開催され、開催市町村の一つとして開発ブームが起こり、村士の1割が本土資本に買い占められました。一方、公共投資により、道路や港湾施設等の社会資本整備が短期的に行われました。

平成12年(2000年)には、今帰仁城跡が世界遺産群の一つとして登録されるなど、本村の香り高い歴史・文化や豊かな自然環境は評価されています。

第 章 今帰仁村における景観の特性と課題

1 今帰仁村の景観の特性

(1) 主要な景観要素の分類

本村の景観は、美しい自然海岸や乙羽岳を頂きとした山々、世界遺産に登録された「琉球王国のグスクおよび関連遺産群」のひとつである今帰仁城跡、今泊や諸志などに代表される緑豊かな集落の景観、低位段丘に広がる農地の景観、さらには古宇利大橋やワルミ大橋などの公共施設が作りだす景観など、さまざまな要素で構成されています。これらの景観要素を、「自然や地形が織りなす景観」「歴史や文化が醸し出す景観」「生活や営みが紡ぎだす景観」「公共施設が作りだす景観」の4つに分類します。

景観要素大分類	景観要素小分類	景観要素の内容
ア. 自然や地形が 織りなす景観	地形（眺望）	山頂や海岸からの眺望
	山並み・緑	乙羽岳・カルスト地形の山並み、諸志御嶽の植物群落や地域のシンボルとなる大木等の緑の景観
	海岸	砂浜やハンタ等、多様な形態の海岸の景観
	河川	大井川や志慶真川等の河川景観
イ. 歴史や文化が 醸し出す景観	歴史・文化的景観資源	今帰仁城跡や運天港、宿道（すくみち）や沿道の蔡温松等の歴史・文化的景観
ウ. 生活や営みが 紡ぎだす景観	中心市街地	仲宗根の中心市街地の景観
	集落景観と歴史	今泊に代表される伝統的な集落景観
	住宅地	新たに建設される戸建住宅等の景観
	農地	平坦地に広がる農地や山間部の農地の景観
エ. 公共施設が 作りだす景観	所作 <small>しよさ</small>	祭りや祭祀等の人々の所作が生み出す景観
	橋梁	古宇利大橋、ワルミ大橋の橋梁の景観
	道路	国道 505 号等の主要道路の景観
	交流拠点	運天港等の交流拠点となる施設が作る景観

1) ア 自然や地形が織りなす景観

地形景観（眺望景観）

本村は、乙羽岳や今帰仁城跡の高台の眺望点や、運天港や羽地内海の低地の眺望点等の優れた景勝地を有しています。乙羽岳展望台は、本村全体及び恩納村までの西海岸を見渡すことができ、さらに遠景には伊平屋島、伊是名島を望むことができる優れた眺望点となっています。

また、古宇利島と本島今帰仁村側は、互いに眺望し、眺望される関係にあることが他の地域にはない特徴となっており、互いに眺められる立場を意識した景観形成が求められます。その他に、本村特有の眺望点である橋梁からの景観として、古宇利大橋からは海に囲まれた古宇利島や本島今帰仁村側を眺めることができます。平成 22 年（2010 年）に開通したワルミ大橋は、深い緑に囲まれた羽地内海を望むことができる良好な眺望点となっており、本村の新たな観光名所として注目を集めています。



運天港より古宇利大橋を望む



乙羽岳展望台より羽地内海を望む



乙羽岳展望台より伊是名島、伊平屋島を望む



今帰仁城跡からの眺望



古宇利島よりウッパマビーチ方面を望む



古宇利大橋より古宇利島を望む



深い緑と青が印象的なワルミ海峡



静かな水面の羽地内海

山並み・緑の景観

本村の南側には、本部半島中央部の連山の一画を形成している乙羽岳（標高 275.4m）、西側には熱帯カルスト地形が広がっています。熱帯カルスト地形は、その特徴ある自然や風土景観の保護と自然利用の増進を図るため、平成 18 年 3 月 28 日に沖縄海岸国定公園に編入されました。

また、天然記念物に指定されている諸志御嶽の植物群落や今泊のコバテイシ等があります。その他にも、運天港のコバテイシ、与那嶺のフプアカギ、平敷のティービガジュマル等の大木も地域のシンボルとして親しまれています。



乙羽岳を山頂とする山並み景観（運天より）



樹齢 300～350 年といわれる今泊のコバテイシ



運天港のコバテイシ（運天）



与那嶺のフプアカギ

海岸景観

本村は、北向きに海が広がり、海岸の形態は砂浜やハンタなど非常に多様です。ハンタや防潮林により区切られた各集落の小さな浜があるのが特徴的です。海域においては、干瀬やイノーが広がっています。また、運天港を含む羽地内海一体が自然公園に指定されており、羽地内海に面する村の北東部が普通地域として指定されています。



シルバマ（今泊）



サダバマ（諸志）



イノーが浜に近い海岸（崎山）



村民の浜（仲宗根・渡喜仁）



ウツパマビーチ（渡喜仁・運天）



穏やかな海岸（湧川）



トケイハマのポットホール（古宇利）

河川景観

本村の流域は、大小 8 水系 13 河川で構成されていますが、景観的にめだたない小河川が多くなっています。主な河川景観は、市街部を流れる二級河川の大井川、今帰仁城跡に隣接する志慶真川が挙げられます。

大井川の河口部は自然のハンタが続き、近代以前に活発に用いられた天然港（炬港）^{テームナト}の面影を残していますが、市街部では人工的な印象が強く、「裏」的な景観となっています。

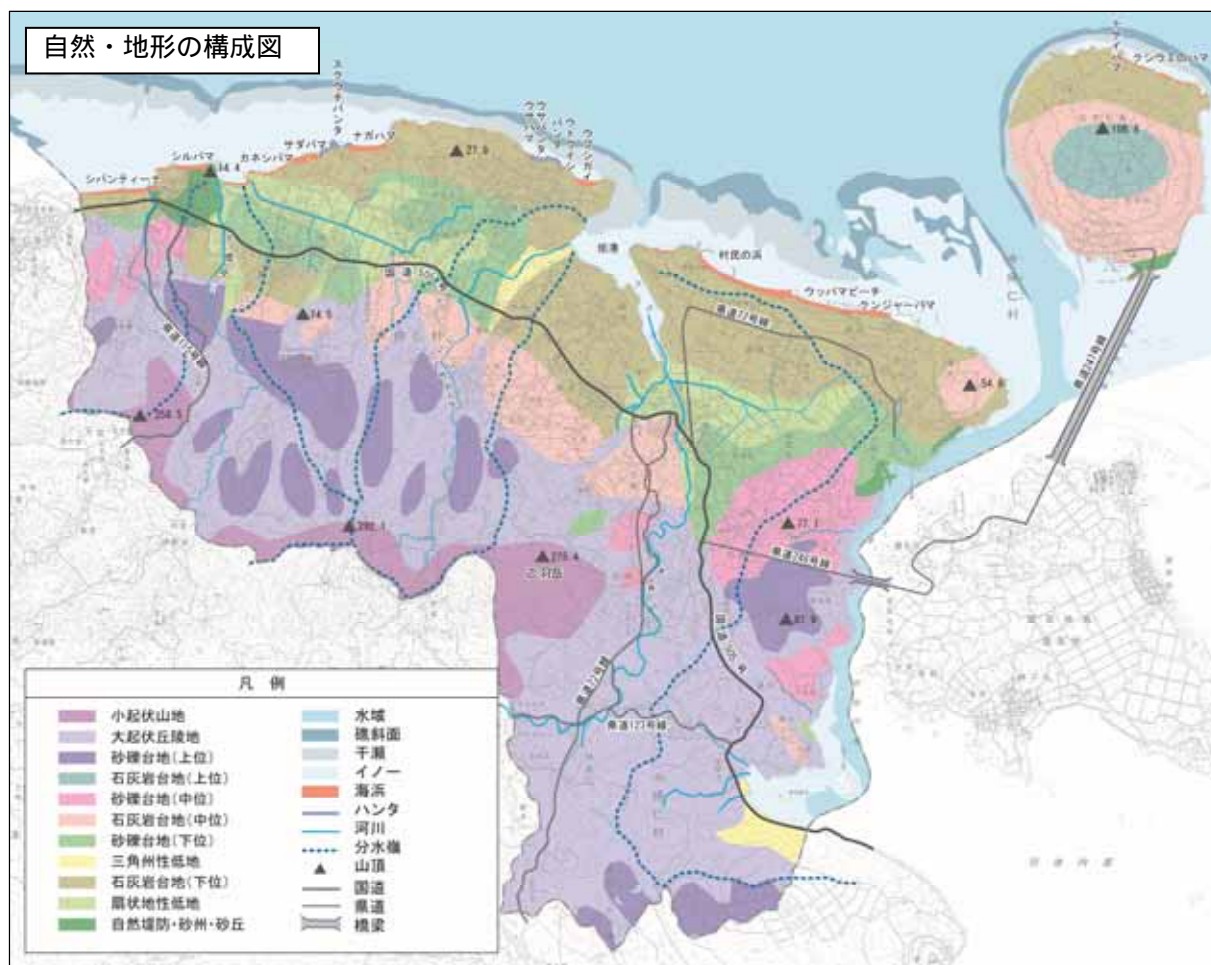
志慶真川は城内からのダイナミックな渓谷風景が特徴的です。



中心市街地を流れる大井川（仲宗根）



山林を流れる潤いある大井川の景観



2) イ 歴史や文化が醸し出す景観

今帰仁城跡

今帰仁城跡は 13 世紀後半に築城され、1609 年に廃城となった城跡です。特に琉球王国統一以前、沖縄本島が山北（北山）、中山、山南の三国に分かれていた時代には、山北（北山）王の居城となりました。石積みで区画された 10 の郭からなる連郭式の山城で、城郭内には防御施設、統治拠点としての機能を中心としたグスク遺構や屋敷跡なども発掘されています。こうしたグスク及び周辺遺跡が現在、国指定史跡となっています。さらに 2000 年に世界遺産に登録された「琉球王国のグスクおよび関連遺産群」のひとつが今帰仁城跡であり、周囲には緩衝地帯（バッファゾーン）が定められています。またグスクの背後には、琉球開びゃくの伝説をもつクバの御嶽が位置しています。一方、今帰仁城跡周辺から移動した今帰仁ムラ、親泊ムラは今泊集落として海岸近くに立地しています。旧集落地には拝所があり聖域化され、祭祀場として現集落と密接な関わりを持っています。こうしたグスクと周辺遺跡（集落跡や旧道）、現集落との一体性が明らかな事例は、村内外にもほとんどなく、重要な歴史的景観として捉えることができます。具体的には今帰仁城跡から眺める眺望景観の確保が必要となります。



悠久の歴史を伝える今帰仁城跡

運天港と周辺の歴史遺構

運天港は今帰仁の歴史を語る上で欠かせない場所のひとつです。1471 年に朝鮮で編集された『海東諸国紀』の「琉球国之図」で運天港は「雲見泊 要津」と記されており、600 年以上前から重要な港として機能し、1609 年の薩摩軍の琉球侵攻の際には、この地を拠点に今帰仁城が攻め落とされました。また、運天には番所（役場）が置かれ、今帰仁間切の行政の中心地でもありました。山原地域の薩摩に運ぶ米の積み出し港として、ま



歴史を秘めた運天港（『望郷沖縄』）

た 19 世紀にはフランス艦船やアメリカのペリー提督の艦隊一行が訪れるなど、天然の良港であったため様々な役割を果たしました。さらに運天港の奥に位置する羽地内海は船の避難場所として利用されています。

こうした海上交通と行政の中心的な場所だった運天周辺には、^{ももじやなぼか}百按司墓や大北墓、オランダ墓、番所（役場）跡など歴史資源や源為朝の渡来伝説が残っています。また、今帰仁の要所として古写真や絵ハガキの他、来訪者たちの記録が残されています。こうした往時の風景を記録に留めるのではなく、歴史・文化的な景観としてまもることも必要と考えられます。

仲原馬場

仲原馬場は、別称「マーウイ（馬追い）」とも呼ばれ、幅約 30m、長さ約 250m の長方形の広場です。農村行事アブシバレー（畦払い）の祈願や農事奨励の原山勝負の余興として競馬（マーパーラセイ）などが行われました。また、馬場内に木陰を作る松並木は、琉球近世の政治家蔡温の政策により植栽された通称「蔡温松」と伝えられています。かつては、各ムラに馬場のような広場があったと言われています。仲原馬場は、県内でもっとも往時の面影を残す馬場として、現在は村民の憩いの場となっています。



蔡温松と伝えられる大木が残る仲原馬場
（越地）

^{のろし}烽火を軸とした遠望の景観

琉球王国では、1644 年より異国船遠見番所が設置されており、各地に設置された遠見台（遠見番所）では、唐船や異国船が訪れると烽火をあげて首里王府へ知らせる役割がありました。今帰仁村内では、伊是名島と国頭村伊地から受けた烽火を、古宇利トゥーミヤー（遠見台）、続いて今泊の火立森（ピーターティファニー）で中継しており、伊江島の遠見番所に伝達されていました。古宇利トゥーミヤー（遠見台）や今泊の火立森は、その遺跡や地名が現在でも残されています。



古宇利のトゥーミヤー（古宇利）

遠見台に設置された地点は、往時から見晴らしのよい場所であり、眺望景観の視点場としても重要です。

宿道

宿道とは、首里王府時代に整備された公道で、首里を起点として各間切の番所と番所をつなぐ主要道路でした。村内では、現在の国道505号がほぼそれにあたります。宿道の幅は八尺（約2.4m）と定められ、その両側にはリュウキュウマツが植えられました。首里王府からの達しは宿道を通して番所に伝達されました。そのほか、人々の情報交換や物資運搬のための流通経路として利用されました。運天・渡喜仁の宿道が、田園空間整備事業により整備されています。



フクギ並木の残る宿道（今泊）

古墓群

本村には、歴史的なものを含めて多くの墓があります。洗骨した骨が厨子甕に入っている墓を古墓といい、群をなしている場所があります。多くが近世（17世紀）以降の墓で、近年まで使われていたものもあります。戦前の墓の形体はほとんどが掘り抜き（フィンチャー）墓か、その改良型とみなされる屋根のついた墓ですが、それよりも古いものは自然洞穴を利用したものが多いです。また、ヤガンナ島のように島全体が墓地となっている場所もあります。運天港周辺や、大井川流域（下流）、そこから西側の崎山から今泊にかけての海岸沿いに古墓が集中しています。

神アサギ

神アサギは、本村ではハサギとも呼ばれています。ムラ（字）の祭祀において、神人たちが神を招請して祭祀を行う場所で、かつてはその多くが茅葺きで軒の低いものでした。現在は、ほとんどの神アサギが赤瓦やセメント瓦となっていますが、崎山の神ハサギは茅葺き屋根が石柱で支えられている古い形状を残しており、貴重な文化財として、平成15年（2003年）に村指定の有形民俗文化財に指定されています。



村指定文化財の神ハサギ（崎山）

湧泉（カー/ハー）

本村には、今泊の親川（エーガー）や諸志のフプガーなど、多くの湧泉があります。主に飲料水として利用された湧泉ですが、湧泉をせき止めて洗濯場や野菜洗い、人や馬などの水浴び場として、利用されていました。今日では、遠い先祖の代から使用されてきた湧泉には石の香炉が置かれ、ハーウガミという習俗が受け継がれています。今泊の親川は、地元今泊の門中や村外の門中の一族が訪れる拝所となっています。



親川の潤いと趣のある景観（今泊）

3)ウ 生活や営みの景観

中心市街地の景観

仲宗根の市街地は、商店や公共施設の集まる中心市街地です。建築物等は老朽化していますが、古いまま使用されている建築物によりなつかしさを感じさせる空間となっています。また現在、道路整備が進行しており、今後新たな賑わい空間としての景観形成が期待されています。



住民に親しまれている商店（仲宗根）



花ブロックを活用した趣のある建築物（仲宗根）



木造セメント瓦葺根の日今帰仁ホテル（仲宗根）



市街地のまち並み（仲宗根）



市街地のまち並み（仲宗根）



国道 505 号沿道のまち並み（仲宗根）

集落景観

本村には、今泊など、他に類を見ないほどの伝統的な集落景観が残っています。はしご状の道路構成をもつ集村型集落、散村型の屋取^{ヤドクイ}集落があり、集落の歴史が景観にかいまみえます。フクギに代表される屋敷林も多く、緑豊かです。また、豊かな農地と調和した高さの抑えられた家屋が多いことも、本村の落ち着いた景観を保っている要因の一つです。

本村には19の字^{あざ}がありますが、各字の歴史・個性を知ることが、今後、集落景観を保全・形成していく上で重要です。特に、字の変遷^{へんせん}や移動は、故地^{*}や旧地^{*}に御嶽や拝所などが残っている場合も多く、ムラ・シマの合併により神アサギを複数有する字もあり、信仰とも深く関わってきます。

さらに、集落景観を形成する要素の一つに集落基盤の状況や家屋の配置、クサティムイとの位置関係など、その集落の形態があります。各集落の信仰や周辺の土地利用などの特性を十分に把握し、景観形成を図っていく必要があります。

なお、集落の歴史と形態については、巻末に参考資料「集落の変遷と歴史及び形態について」に掲載してあります。



集落のフクギ並木の屋敷林（今泊）



集落の馬場跡（今泊）



ブロック塀を壁面緑化している住宅（諸志）



昔の雰囲気を残す趣のある共同売店（諸志）

※故地・旧地・・・もとあった場所。もとあった村（ムラ）や集落の地。



集落のフクギ並木（兼次）



市街地周辺の瓦屋根住宅と農地（仲宗根）



こぢんまりとした庭のある住宅（兼次）



農地と調和が保たれている集落（渡喜仁）



農地と一体となった集落景観（運天）



豊かな緑に囲まれた集落（運天）



集落より海を望む（運天）



瓦屋根が並ぶ落ち着いた集落
（玉城（マツチャク））

建築物の景観

本村の住宅は、セメント瓦屋根の住宅が多く、2階建て以下の住宅がほとんどで、本村のスケールに合ったものとなっています。しかし、近年は大和瓦を使用した住宅等も建設されるようになり、住宅地景観に変化が見られます。新たに建設される戸建て住宅などが、村の景観に与える影響は少なくないため、今後、建築物の形態意匠について規制・誘導策を講じていく必要があると考えられます。



植栽や花ブロックの活用により、景観に配慮している住宅（諸志）



赤瓦屋根と屋敷林が立派な住宅（渡喜仁）



昔の雰囲気を残す趣のある共同売店（諸志）



特徴的な意匠を持つ中央公民館（仲宗根）



赤瓦葺きの今帰仁中学校（仲宗根）

農地の景観

農業は本村の基幹産業の一つであり、牧草地の広がりや電照菊畑、サトウキビ畑といった風景が目を引きます。また、施設農業が盛んになり、ハウスがちならぶ農業風景が広がってきています。山地では公衆の目には触れにくいものの、果樹（タンカン等柑橘類、マンゴー等熱帯果樹）および造園樹種苗生産が盛んです。近年はクワンソウやゲットウ、ハイビスカスなど、観賞対象ともなる有用植物も注目されています。

一方、耕作放棄も目立ってきており、農家の高齢化もあって今後も増加が予想され、産業振興の観点、景観形成の観点からも、対策が必要です。

農業を主産業とする本村ですが、土地改良等大規模な開発を行う空間が計画的に定められたため、集落周辺や幹線道路付近の生活空間には、景観を変質させてしまうような大きな擁壁や農道などが出現することなく、今に至っていると評価されます。主に台地上で開発された新しい農地ではハウス等農業施設が連続し、新たな農業景観をつくりだしていますが、生活空間はそれらに影響されず、落ち着きある集落のスケールを保っています。



ハンタを背後にした農地景観（運天）



山間部に広がる果樹園（呉我山）



緑化木畑（諸志）



電照菊畑（渡喜仁）



山並みを背景に広がる農地（越地）

まいし 祭祀

本村には、国選択無形民俗文化財に指定されている「沖縄北部のウングミ」（風俗習慣）などの祭祀があります。その代表的な祭祀であるウンジャミ（ウングミ）は、旧暦7月の亥の日を中心に行われます。ウングミは海と山の神などによってムラに豊穡をもたらすために神を迎える祭りです。祭祀の中では猪狩りや舟漕ぎの真似する所作を行い、最後にシラサ（岬）で神送りの儀礼が行われます。今帰仁村内でウンジャミと呼ばれる祭祀を行っ



シラサ（岬）での神送り（古宇利）

ているのは古宇利と今泊のみですが、村内の各字^{あざ}では様々な年中祭祀が行われています。こうした事例からもわかるように、祭祀行事のときには、神を迎えたり、見送ったり祭祀場での拝みの景観が存在します。

また同様に、離れた聖地^{ようはい}を遙拝する「お通し」の行為や祭りにおいて神が通る「神道」、芸能を奉納する広場や道ジュネーの空間は、村民を結びつける象徴的な景観としての保全が望まれます。

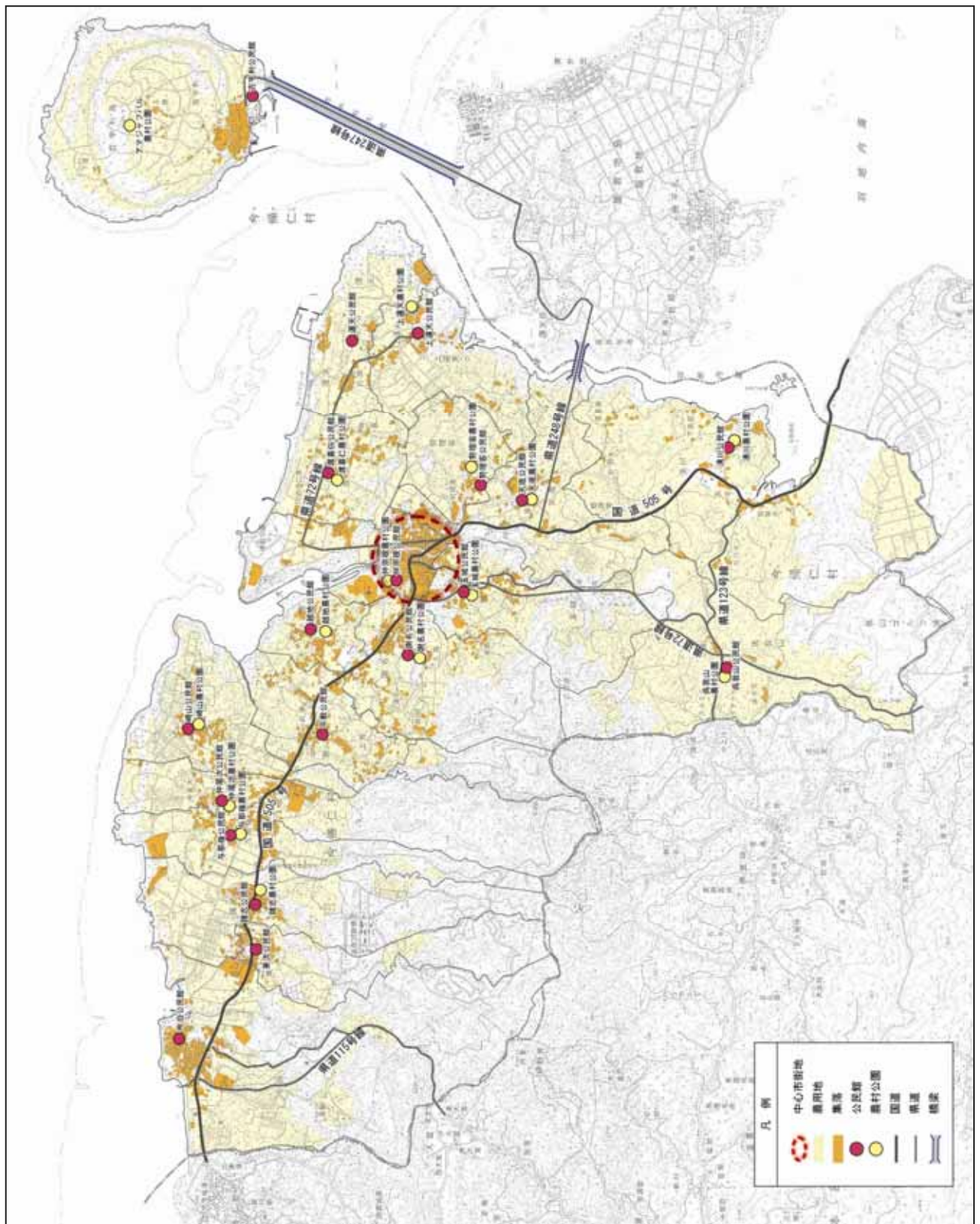
祭りの景観

本村では、今帰仁グスク桜まつりや今帰仁村総合まつり等の現代の活気ある祭りが開催され、にぎわいのある空間を形成しています。また、各字^{あざ}では五穀豊穡と村人の繁栄を祈願して豊年祭が開催されます。字湧川に伝わる路次楽（ろじがく）や字謝名^{あざ}のアーチ獅子は、県の無形民族文化財に指定され、そのほか今泊の棒術、各字^{あざ}で行われるエイサー等多くの伝統芸能が受け継がれています。その日は、字出身者や村内外から多くの人々が集い、華やかな伝統芸能が奉納されます。



今泊の棒術

生活・営みの景観要素分布図



4)エ 公共施設が作りだす景観

橋梁景観

平成 17 年（2005 年）に開通した、開発当初は無料道路の橋としては日本最長の古宇利大橋は、それ自体影響の大きな景観要素ですが、丁寧な景観検討を経て、海の美しさを生かしたシンプルなデザインがなされ、「見る」「見られる」両方の点で高く評価されています。

また、古宇利島へのより近いルートとして平成 22 年（2010 年）に開通したワルミ大橋は、古くから景勝地として名高い羽地内海にあり、開通とともに観光名所として注目を集めています。これに伴い、橋までのワルミ線沿いには集合住宅や店舗、屋外広告物が立地しはじめており、村内に新たな風景を形成しつつあります。



自然と調和した軽やかなデザインの古宇利大橋 周辺の緑と調和したデザインのワルミ大橋

道路景観

国道 505 号は、本部町具志堅から本村の北側を走り、名護市へ抜ける主要幹線道路です。かつては、宿道^{すくみち}として首里王府からの達しはこの道路を^{すくみち}通って番所に伝達されました。沿道にはその時代に植えられた松の大木が減少しており、村のシンボリックな景観が失われることが懸念されます。

県道 115 号線は、今帰仁城跡へと続く観光ルートとして重要な幹線道路です。沿道には桜が植栽されており、観光の拠点として今帰仁城跡と一体となった良好な景観形成が求められます。また、運天港と名護市中山を結ぶ県道 72 号線は、呉我山の山林を通る緑に囲まれた道路です。



国道 505 号のフクギと松並木



桜が植栽されている県道 115 号線

交流拠点の景観

今帰仁村歴史文化センターは、今帰仁城跡に併設された施設です。今帰仁城跡から出土した出土品の展示や今帰仁村の歴史に関する企画展を行っており、多くの観光客が訪れています。また、平成17年7月には、今帰仁城跡のチケット売り場や、休憩所、土産品店等の施設が入っている今帰仁村グスク交流センターがオープンしました。どちらも赤瓦を活用し、今帰仁城跡周辺の施設として、歴史を感じさせる景観を形成しています。

運天港は昭和47年5月には沖縄の本土復帰と同時に沖縄県を港湾管理者とする重要港湾として指定されました。運天港旅客ターミナルからは、伊是名島、伊平屋島行きフェリーがそれぞれ1日2便運航しています。

その他に、赤い柱が印象的な中央公民館などの交流拠点が、本村をイメージづける施設となっています。



今帰仁村歴史文化センター



今帰仁村グスク交流センター



運天港旅客ターミナル



今帰仁村中央公民館

2 今帰仁村における景観の形成に関する課題

(1) 自然や地形がつくる景観に関する課題

本村は、北部地域では唯一広い大地平坦面をもつ豊かなむらです。本村の地形は北に向かって、緑濃い山地丘陵～肥沃な石灰岩大地～白砂の自然海浜～豊穰のイノーといった構造をもち、これが暮らしの基盤として現在まで受け継がれ美しく豊かな自然景観をつくってきました。しかし、近年、山間部や海岸付近が開発されている傾向にあります。自然は、一度壊されると容易には再生できない貴重な財産です。したがって、良好な自然景観の保全や自然景観の特性に応じた景観形成が求められます。また、本部半島中央部のカルスト地帯とそれに続く今帰仁城跡、今泊集落の一带及び運天港を含む羽地内海一帯が自然公園に指定されており、自然公園法の許可の基準の特例の活用についても検討する必要があります。

<主な課題>

- ・自然海岸の保全
- ・各集落の小さな浜の保全
- ・防風林防潮林の確保・整備
- ・赤土等流出対策
- ・海岸部における漂着ゴミの除去
- ・生態系の保全
- ・海岸付近における無秩序な開発の抑制
- ・斜面地における墓地やリゾート開発等の抑制
- ・乙羽岳や運天森園地などの眺望点からの景観の保全

(2) 歴史・文化的景観に関する課題

本村には、平成 12 年（2000 年）に世界遺産登録された今帰仁城跡をはじめ、仲原馬場や宿道の松並木、神アサギ等の歴史的遺産が数多く残されています。今帰仁城跡は、本村のシンボリック的存在であり、グスクからの眺望を保全し、グスク周辺を歴史的空間として保全・創出する必要があります。また、各集落に受け継がれてきた豊年祭等の祭りの景観や今帰仁グスク桜まつりや今帰仁村総合まつり等の現代の活気ある祭り等の文化的な景観も保全・継承することが求められます。

<主な課題>

- ・今帰仁城跡周辺をグスクと一体となった歴史的空間として保全・創出
- ・運天港、古宇利トゥーミヤを歴史的空間良好な眺望地点として景観の保全・創出
- ・松の大木や松並木を宿道と併せて保全・再生

- ・桜まつりや豊年祭、ハーリーなどの祭りの景観の保全・継承
- ・御嶽やアサギを中心とした各集落に残る文化遺産の保全・継承
- ・伝統的墓地と新来の墓地の棲み分け

(3) 生活や営みの景観に関する課題

本村は、今泊など現在でもフクギの屋敷林等が美しい伝統的な集落の景観が残っています。これらの伝統的な集落景観は、長い時間を経て形成され、守られてきたものであり、貴重な財産です。しかし、近年、集落内には空家等も見られるようになっており、伝統的な集落の景観の保全のための対策が必要です。

農地においては、耕作放棄も目立ってきており、農家の高齢化もあって今後も増加が予想され、産業振興の観点、景観形成の観点からも対策が必要です。

また、仲宗根の市街地は、建築物等は老朽化していますが、古いまま使用されている建築物によりなつかしさを感じさせる空間となっています。現在、道路整備が進行しており、今後、新たな賑わい空間としての景観形成を図ることが必要です。また、古宇利島では、橋の開通により新たな住宅や店舗の建設が進み、島の景観と調和しないものも見られることから、観光地としての良好な景観形成のためのルールづくりが急務となっています。

<主な課題>

- ・フクギ並木や赤瓦・セメント瓦住宅など伝統的な集落景観の保全
- ・空家・空施設の対策
- ・荒廃した農地や農業施設への対策
- ・河川沿いや側溝の見苦しい景観となっている農業用ホースの対策
- ・賑わいある市街地景観の創出
- ・古宇利島における無秩序な開発の抑制

(4) 公共施設がつくる景観に関する課題

国道 505 号は、本部町具志堅から本村の北側を走り、名護市へと抜ける本村の主要幹線道路であり、本村の景観を印象づける重要な道路です。よって、道路の植栽や、屋外広告物等は、周辺環境に配慮する必要があります。また、本村においては、古宇利大橋やワルミ大橋等の橋梁を有しており、観光名所としても注目されています。これらの橋梁や港湾施設等の大規模公共施設が周辺に与える影響は大きく周辺環境との調和が求められます。

<主な課題>

- ・主要道路における植栽の管理
- ・沿道に見られる廃棄物等を堆積している敷地の管理
- ・屋外広告物の適正な規制・誘導

第 章 景観形成に関する方針

1 景観計画区域の指定

本村においては、より良い景観づくりや景観を守っていくため、景観法に基づく景観計画区域を本村全体とし、さらに本村の海の景観を構成する重要な要素であるサンゴ礁海域（イノー、干瀬、礁斜面）までを含むものとします。



2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

基本姿勢

基本方針

今帰仁の自然と歴史と人々が織りなす景観の

保全・継承・創造

ア 山、原、海から構成される豊かな自然景観を守り、育みます。

イ 歴史を彩る北山文化を継承し、悠久の歴史を感じさせる空間の形成に努めます。

ウ それぞれのムラ(字)の個性を活かし、落ち着きある集落景観を形成します。

エ 「農」が織りなすゆとりとうるおいある景観を保全・修景します。

オ 活力にあふれ、郷愁ただようマチ(市街地)の景観を創出します。

カ 周囲の自然と調和した風格ある公共空間の景観形成に努めます。

配 慮 す る 事 項

- ・ 山や海岸からの眺望景観を保全する。
- ・ 山間部及び海岸における建築物や工作物は、周辺の景観との調和に配慮する。
- ・ 山間部及び海岸における開発は、周辺の自然景観との調和に配慮する。
- ・ 風車や鉄塔等の大規模な工作物の配置や高さは、周辺の自然景観との調和に配慮する。
- ・ 各地域のシンボルとなる大木を保全する。
- ・ ワルミ海峡、羽地内海等の人工物がほとんど見られない空間を、積極的に保全する。
- ・ 各集落の小さな浜を保全する。
- ・ イノー・干瀬等、海域の地形を保全する。
- ・ 赤土流出対策及び生活排水対策に努める。
- ・ 防風林、防潮林の保全育成を図る。
- ・ 海岸付近におけるリゾート開発は、周辺の自然景観を阻害しないよう配慮する。
- ・ 河川の潤いを活かし、親しみやすい河川空間を保全・形成する。
- ・ 建築物、工作物が周辺の展望地からの眺望を阻害しないよう配慮する。
- ・ 山や島の稜線を保全する。
- ・ 自然の海岸線を保全する。

- ・ グスクからの眺望景観を保全する。
- ・ 今帰仁城跡周辺はグスクと一体となった景観形成を図る。
- ・ 今帰仁城跡周辺の歴史的遺産を保全する。
- ・ 祭祀がとりおこなわれる空間は、その周辺も含めて保全する。
- ・ 村を横断する宿道を、歴史を感じさせる空間として景観形成を図る。
- ・ 国道 505 号沿道やその他主要な道路沿道等における松並木を保全する。
- ・ 今帰仁城跡内及び周辺道路沿道の桜を保全・育成する。
- ・ 運天港及び炬港周辺の自然的・歴史的景観を保全する。
- ・ 歴史的な景観を守るため、建築物の色彩・形態・規模に配慮する。

- ・ フクギ並木を保全する。
- ・ 赤瓦屋根やセメント瓦屋根等、勾配屋根が創り出す集落景観を保全する。
- ・ 石垣、生垣を保全、活用を図る。
- ・ 祭りや祭祀などの人々の所作が生み出す景観を大切にす。
- ・ 歴史的建造物や豊年祭等の祭事が行われる空間や各字の湧泉(カー/ハー)をその周辺も含めて保全する。
- ・ クサティムイを保全する。
- ・ 周辺の農地や緑地と調和した集落景観の形成を図る。

- ・ 緑豊かな農業景観を保全する。
- ・ 農業振興と連携した農業景観の形成を図る。
- ・ 荒廃した農地や農業施設の修景を図る。
- ・ 地形を活かした農業景観を保全する。

- ・ にぎわいや活力を感じさせるまちなみの形成を図る。
- ・ 郷愁感たどよう市街地の景観形成を図る。
- ・ 花や緑があふれる市街地の景観形成を図る。
- ・ 親しめる河川空間を創出し、潤いある市街地の景観形成を図る。

- ・ 橋梁からの眺望景観を保全する。
- ・ 主要道路における街路樹の維持・管理に努める。
- ・ 主要沿道における屋外広告物の適正化を図る。
- ・ 公共施設は、周辺環境と調和に努める。

3 ゾーン別景観形成の方針

(1) ゾーニング

今帰仁村の村域をその景観特性別にゾーニングを行い、それぞれの景観形成の方針を示します。本村の景観を以下の9つの地域に類型化し、景観形成に向けての考え方を示します。

- 1) 干瀬・イノー地域
- 2) 海岸地域
 - 1 集落の浜地域
 - 2 炬港（ターミナト）地域
 - 3 村民の浜地域
 - 4 ワルミ海峡地域
- 3) 農業地域
- 4) -1 伝統的集落地域
 - 2 集落地域
- 5) 中心市街地地域
- 6) 山林地域
- 7) 古宇利地域
- 8) 今帰仁城跡周辺地域
- 9) 宿道・後宿道沿道地域



(2) ゾーン別方針

1) 干瀬・イノー地域



方針

「干瀬・イノー地域の豊かなサンゴ礁の
つくり出す景観を保全します」

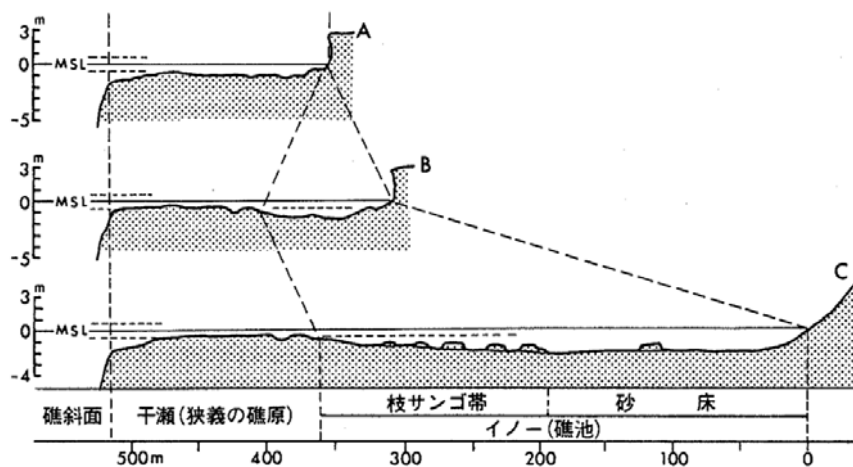


本村の北側に広がる海にはサンゴ礁が発達しており、干潮時に干出する干瀬及びその内側に水深1m～3m程度のイノー（礁池）が豊かな海域の景観を形成しています。

我々村民の生活は、古くから海に支えられてきました。海は、漁場であり、憩いやレクリエーションの場であり、祈りの対象でもあります。その海の豊かさの重要な要素のひとつがサンゴ礁の広がりであると考えます。

しかしながら、近年は、地球環境の変化や赤土等の流出及び生活排水などの影響により、サンゴ礁の減少・弱体化が懸念されています。

したがって、先人から受け継いだ干瀬・イノー地域の豊かなサンゴ礁がつくり出す景観を保全します。そのことが我々の陸域での活動（土地利用・生活・産業など）が自然と共生できている証であると考えられます。



図一 本部半島北部（与那嶺海岸）におけるサンゴ礁の縦断面形

サンゴ礁の幅が大きくなるにつれて、干瀬の内側にイノーを抱くようになり、サンゴ礁のタイプは干瀬型(A)から干瀬・イノー型(B, C)へ移行する。

2) 海岸地域

海岸は豊かな海と村民の生活をつなぐ重要な場です。本村の海岸は、ほとんどが自然海岸であり、砂浜やハンタ（崖地）が多様で豊かな海浜景観を形成しています。また、旧3月3日の浜下りやウンジャミなどの伝統的な行事・祭祀も行われるなど、海岸線と伝統文化は深く結びついています。さらに、海岸線からは、伊是名島、伊平屋島、伊江島や山原の美しい山並みが眺めることができ、眺望点としての重要性を併せ持ちます。

2) -1 集落の浜地域



方針

「地域住民の生活空間としての
景観を守ります」



字今泊から字崎山の海岸を集落の浜地域とします。特に本地域においては、小さな浜がいくつもあり、それらの浜と各集落の生活は深く関わっています。したがって、海岸を地域住民の生活空間としてとらえ、その落ち着いたある景観を保全します。

景観形成のための配慮事項

- ・海や海岸への見晴らしを保全する。
- ・ハマ、ハンタを保全する。
- ・防風林、防潮林の保全・育成に努める。
- ・建築物・工作物は、海への眺望を妨げないような規模・高さとする。



- ・敷地を大きく改変してそれまでの景観を損ねないよう造成の規模や形態に配慮する。
- ・周辺環境との調和を図る修景・美化に努める必要がある。

2) -2 炬港(ターミナト)地域



方針

「かつて天然港として利用されていた風格ある景観を守り・育てます」



大井川河口に位置する^{ターミナト}炬港地域は、かつて山原船などが行き交った港があった地域で、トーグムイ(唐小掘)など中国(唐)と貿易をしていた時代の痕跡を示す地名があります。海岸は崖地になっており、豊かな緑に囲まれた地域であり、その自然的・歴史的景観を保全します。

景観形成のための配慮事項

- ・崖地となっていることから、その上部に建てるものは緑に隠れるよう配慮する。
- ・歴史的港として景観を守るため、建築物の色彩・形態・規模に配慮する。
- ・敷地を大きく改変してそれまでの景観を損ねないよう造成の規模や形態に配慮する。

2) -3 村民の浜地域



方針

「古宇利島への眺望を守り・古宇利島からの眺望を意識した景観形成を図ります」



村民の浜地域は、ウップマビーチや運動公園、宿泊施設などが立地する観光・レクリエーション機能を有した海岸です。また、本地域は古宇利島への眺望が良好な地域でもあります。観光振興に資する施策を展開しつつも、古宇利島への眺望を阻害しないよう配慮し、かつ古宇利島からの眺望の対象景観としても配慮します。

景観形成のための配慮事項

- ・海や海岸への眺望を保全する。
- ・防風林、防潮林の保全・育成に努める。
- ・大規模なリゾート施設などは、それ自体が地域と海岸とを分断する要素となる可能性があるため、地域に合った配置、規模となるよう配慮する。
- ・大規模な敷地改変による周辺自然環境への影響に配慮する。
- ・当地域は古宇利島からの眺望に与える影響が大きいため、崖上に建築物・工作物を設ける場合は特に配慮すること。

2) -4 ワルミ海峡地域



方針

「ワルミ海峡・羽地内海を包む海岸として、自然景観を保全します」



ワルミ海峡地域は、運天から湧川の海岸であり、ワルミ海峡や羽地内海など変化に富んだ自然景観を有する海岸です。自然公園区域に指定されていますが、比較的規制が緩いことから、近年、ワルミ大橋の開通により、その周辺には開発動向がみられ、今後、自然景観の保全が望まれます。

したがって、その自然景観の保全を基本に考える地域として、その地形的特徴や豊かな自然景観を保全していくものとします。

景観形成のための配慮事項

- ・ 運天港周辺は、歴史を感じさせる地域としてふさわしい景観形成を図る。
- ・ 古墓群と緑、港が調和した格調高い景観形成を図る。
- ・ ワルミ海峡、羽地内海等の人工物がほとんど見られない空間を積極的に保全する。
- ・ 特徴ある地形を保全する。
- ・ 建築物、工作物がワルミ大橋等の展望地からの眺望を著しく阻害しないこと。
- ・ 自然公園法の特例※についても検討する。

※自然公園法の特例について

国立・国定公園の特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について、景観計画において、良好な景観の形成に必要な上乗せの許可基準を定められるようにしたもの

3) 農業地域



方針

「活力に満ちた農地景観を育みます」



農業は本村の基幹産業であり、農地が本村の景観に与える影響は大きい。本村の農地は、海側の低層台地と山側の山地台地に広がります。近年は、施設農業への転換が進み、農地がつくりだす景観も変化してきています。また、耕作放棄地も増えつつあることから、荒地や荒廃した施設などもみられます。

したがって、本村の地形を活かした農業景観を保全するとともに、農地の利用を促進し、農業活動の活力に満ちた美しい農地景観を育んでいきます。

景観形成のための配慮事項

- ・ 建築物や工作物は広がりのある農地景観を乱さないような規模・高さとする。
- ・ 建築物や工作物は緑の風景になじむ色彩を基調にすることが望ましい。
- ・ サトウキビ、牧草地や電照菊等、本村の特徴ある農地景観を景観資源として活かす（農地の利用を促進する）。
- ・ 緑肥やグリーンベルト、沈砂池を設けるなど赤土流出対策に努める。

4) -1 伝統的集落地域

方針

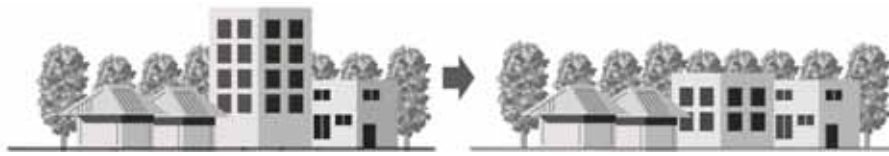
「歴史・文化的集落景観を
後世に引き継ぎます」



本村の各集落は、豊かなフクギの屋敷林（抱護林）が多く残り、湧泉（カー/ハー）や馬場跡、神アサギ、御嶽等の歴史的な空間の残る伝統的集落景観を形成しています。また、そこで行われる祭りや祭祀なども重要な景観要素です。これらの空間及び景観は先人から受け継いだ重要な文化であり、地域住民の生活や信仰と深く結びついています。したがって、集落の歴史的背景や集落形態など各字の個性を理解しつつ、そこに残る歴史・文化的要素を保全し、伝統的な集落景観を後世へ引き継ぐことが我々の責務であります。

景観形成のための配慮事項

- ・集落景観では、遠景や中景などの周辺からの視点も考慮する。



- ・建築物については、アマハジや南入りの住宅配置、低く抑えた屋根伏せ等、沖縄ならではの風土と調和した空間デザインを取り入れる。
- ・地域素材や伝統的な素材が、地域の個性豊かな風景を創り出してきたことを踏まえて、その活用を促進する。
- ・伝統的な風景を継承することを目指す地域においては、具体策として赤瓦、琉球石灰岩、漆喰、木材などの素材の活用が考えられる。
- ・旧来からの屋敷林は保全につとめ、失われた部分も補っていくことが望ましい。
- ・建替え等の場合も空地が確保されるよう、敷地面積の最低限度や緑化の基準を設けることが考えられる。
- ・スーヅグラーからなる集落の骨格、神アサギ、祭りや祭祀が行われる空間等を一体的に歴史的な景観要素として捉え、保全を図る。
- ・既存の石垣や屋敷林の素材や高さ、樹種に関する基準を設けることを検討する。
- ・各地域のシンボルとなる大木の保全を図る。

4) -2 集落地域



方針

「周辺との調和に努め、緑豊かで
静かな集落景観をつくります」



越地、呉我山、渡喜仁については比較的新しく創設（分字）された集落であります。1、2階程度の戸建て住宅が中心で、緑も多く、周辺の農地や緑地に調和した景観を形成しています。

したがって、今後も周辺との調和に努め、緑豊かで静かな集落景観の形成に努めます。

景観形成のための配慮事項

- ・建築物・工作物は、集落のスケールに見合った高さとする。



- ・落ち着いたあるデザインを基調とする。
- ・建替え等の場合も空地が確保されるよう、壁面後退や緑化の基準を設けることが考えられる。
- ・外壁の色彩は、マンセル値による定量的基準の設定も検討する。



5) 中心市街地地域

方針

「今帰仁のマチらしい商業景観を育み、
賑わいを創造します」



商業機能や行政サービス機能などが集積した仲宗根は、本村の中心市街地を形成する地域です。近年は車社会の進展や名護市への大規模な店舗の立地などにより、中心市街地の活力の低下がみられます。

しかしながら、本地域は昔ながらの商業地としての景観を残しており、そのポテンシャルを最大限に活用した今帰仁のマチらしい景観形成を図り、賑わいの創出に努めます。

景観形成のための配慮事項

- ・既存の趣のある建築物を保全・活用する。
- ・建築物は完成を境に時間と共に汚れ、劣化することから、経年と共に風情を感じさせる素材や適切なメンテナンスを推奨する。
- ・建築物の形態・意匠は赤瓦や琉球石灰岩など地場産材を用いるなど、沖縄らしいまちなみ創出に配慮する。
- ・外壁の色彩が景観に与える影響は大きいため、基調となる色彩の基準を設けることを検討する。
- ・緑の少ない市街地では、敷地ごとの緑化をいっそう推進することが望まれる。
- ・沿道に花や緑を配置し、都市景観向上に寄与するよう誘導を図る。
- ・親水性のある河川空間など、潤いある市街地形成が望まれる。

6) 山林地域

方針

「今帰仁の美林を保全します」



乙羽岳を頂として広がる豊かな緑は、本村の骨格的景観（若しくは背景となる景観）であり、多様な植生が見られる地域です。「今帰仁の美林」と謳われた美しい緑は、かつてのパインブームによる農地開発や、近年の宅地の開発や通信事業者等による鉄塔の建設等でその美しさが失われつつあります。

山林は生物の多様性の確保や水源涵養、二酸化炭素吸収源等多様な機能を有するとともに、緑が^{すいげんかんよう}つくりだす景観が村民に与える癒しの役割は計り知れません。

したがって、山林地域においては、その美しい山並み（稜線）を保全します。

景観形成のための配慮事項

- ・ 建築物・工作物は、主要な視点場から山の稜線を切らないような高さとする。また、形態意匠についても目立たないよう工夫すること。
- ・ 山並みの形態に呼応する勾配屋根とすることも有効である。
- ・ 開発行為を行う場合は、斜面緑地や山並みを保全するため、樹木の保存や敷地内を緑化する。また、擁壁が生じる場合はその規模を抑える。
- ・ 周辺環境と調和するような木材や瓦などの素材の使用が望ましい。
- ・ 背景の緑と調和のとれた意匠及び色彩とする。
- ・ 開発を行う場合は、沈砂池の設置や裸地が生じないように緑化を図るなど赤土流出対策を講じること。



7) 古宇利地域

方針

「古宇利島の稜線・島影を保全します」



古宇利島全域を古宇利地域として一体的に景観の保全・形成を図ります。古宇利島は古宇利大橋、ワルミ大橋の開通により、本村の観光拠点のひとつとして、重要な地域です。また、ポットホールなど特徴的な自然景観や祭祀等の歴史・文化的景観要素も多く残っている地域です。

近年は、無秩序な開発や商業施設の立地に伴う屋外広告物の乱立がみられます。また、古宇利島は本島からの重要な眺望対象であることから、島の緑や稜線及び海岸線を守る必要があります。

したがって、古宇利島はその稜線や島影の保全を重視し、古宇利島を望める各地域（今帰仁村の本島地域や屋我地島等の他市村地域）からの眺望に十分配慮します。

景観形成のための配慮事項

- ・島の稜線を保全する。
- ・無秩序な開発を抑制する。
- ・自然の海岸線を保全する。
- ・建築物、工作物は島のスケールに合った高さ、規模とする。
- ・外壁の色彩は、周辺の緑との調和を図り、派手な色彩は使用しない。
- ・屋外広告物は、周辺環境に配慮した色彩・形状とする。

8) 今帰仁城跡周辺地域



方針

「今帰仁城跡をシンボルとして、その景観保全や周辺の景観形成に努めます」

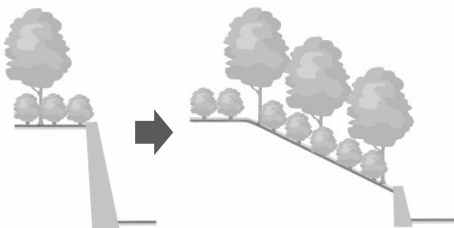


今帰仁城跡は 2000 年に世界遺産への登録がなされ、近年は、年間約 25 万人の観光客が訪れる本村の観光拠点であり、歴史的景観拠点であります。その歴史的な景観を周辺地域も含めて一体的に保全していく必要があります、整備に関してもその歴史性・文化性に配慮する必要があります。

したがって、今帰仁城跡周辺地域に関しては、今帰仁城跡を本村景観形成のシンボルとし、その景観保全、周辺の景観形成に努めることとします。

景観形成のための配慮事項

- ・城跡からの眺望を損なわないよう、周囲の建造物の高さ及び規模に配慮する。
- ・世界遺産周辺部では、大規模な擁壁や屋外広告物を抑え、周辺からの今帰仁城跡への眺めに配慮する。また、地形上どうしても大規模な擁壁が生じる場合は、緑化等により周辺景観に配慮する。
- ・世界遺産周辺では、原則として自己主張の強すぎる色づかいは避け、歴史的な景観になじむ色彩にする。
- ・建築物や工作物を建設する場合は、周辺の緑に隠れるよう配慮する。



9) ^{すくみち}宿道・^{くしすくみち}後宿道沿道地域

方針

「歴史的な道として往時を偲ばせる
景観形成を図ります」

z



宿道（すくみち）とは、首里王府時代に整備された公道であり、各間切の番所と番所をつなぐ主要道路でした。村内では、国道 505 号がほぼそれにあたり、その沿道には琉球松が植えられ、現在も松の大木が多くみられます。また、国道 505 号の海側には後宿道（くしすくみち）があり、その沿道にも松の大木が残っており、歴史を感じさせる沿道景観を形成しています。

したがって、^{すくみち}宿道・^{くしすくみち}後宿道沿道地域はこの歴史的な道として往時を偲ばせる景観形成に努めます。そのため、沿道に設置される屋外広告物や自動販売機、街灯等については、歴史的な道路景観の形成に資する意匠とするよう検討します。さらに国道の沿道及び集落内道路における夜の景観についても検討します。また、沿道に残る良好なフクギや松並木は保全・活用し、街路樹を活かした沿道景観の形成を図ります。

景観形成のための配慮事項

- ・歴史的な道の景観要素として重要な松の大木を保全する。
- ・ガードレールや標識等は歴史的な道としてふさわしい色彩、形態とする。
- ・本村のイメージに適合した街路樹を選定する。
- ・屋外広告物は、周辺環境に配慮した色彩・形状とする。
- ・屋外における土石、廃棄物等の堆積は、その土地及び周辺の土地の区域における景観に配慮する。

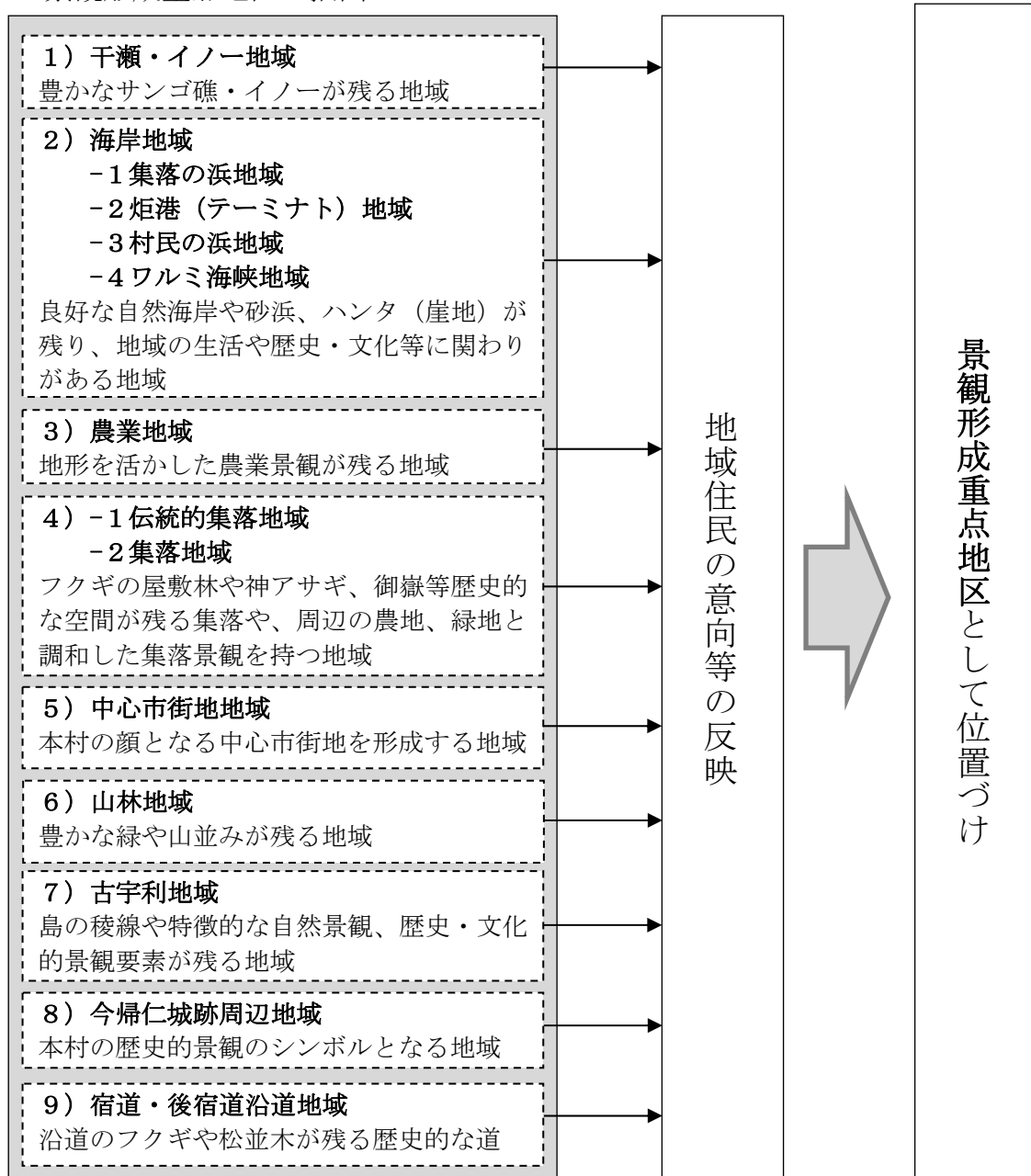
4 景観形成重点地区

(1) 景観形成重点地区について

今帰仁村の良好な景観の形成を図るためには、地域の景観特性に応じた景観形成基準の設定が必要となります。村の中でも特に地域特性の色濃い景観が残っている地域や、村のシンボリックな景観及び良好な眺望景観などは、その景観特性に応じた景観形成基準により、その良好な景観を守り・育んでいかなければなりません。

したがって、そのような地区を景観形成重点地区と位置付け、その他の地域(一般地域)とは、異なる景観形成基準を設けるものとします。

■ 景観形成重点地区の抽出フロー

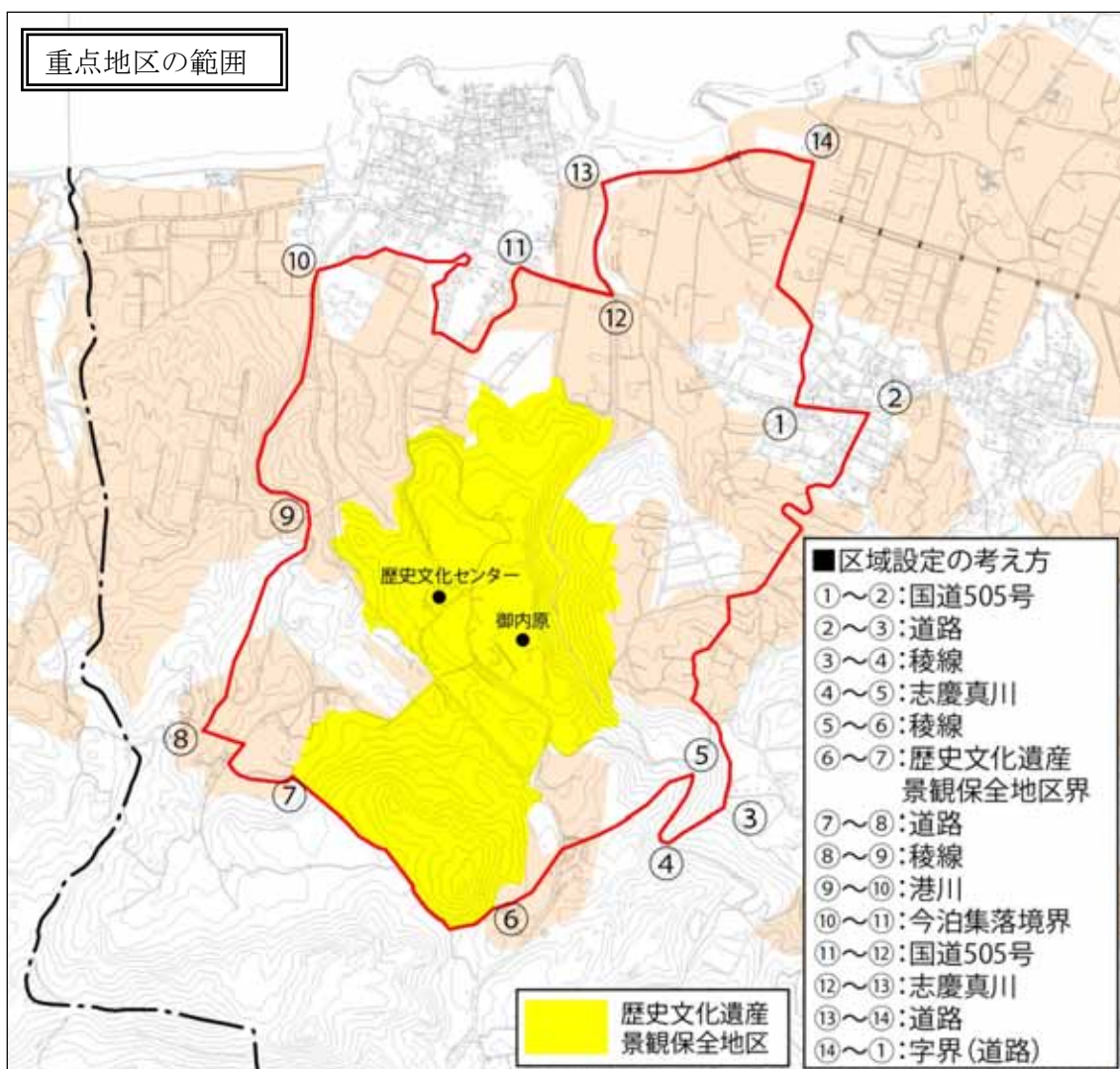


(2) 景観形成重点地区の方針

①今帰仁城跡周辺保全地区

2000年に世界遺産登録された今帰仁城跡は、県内外から多くの観光客が訪れる観光拠点であります。歴史的な重要性もさることながら、城跡が醸し出す悠久の歴史を感じさせる壮大な景観は、本村の景観のひとつのシンボルであります。

したがってその周辺における建築物や工作物の建設や開発行為等については、その行為が城跡の醸し出す景観に与える影響及び城跡からの眺望に与える影響を十分に考慮し、その位置や規模、形態意匠について計画することとします。

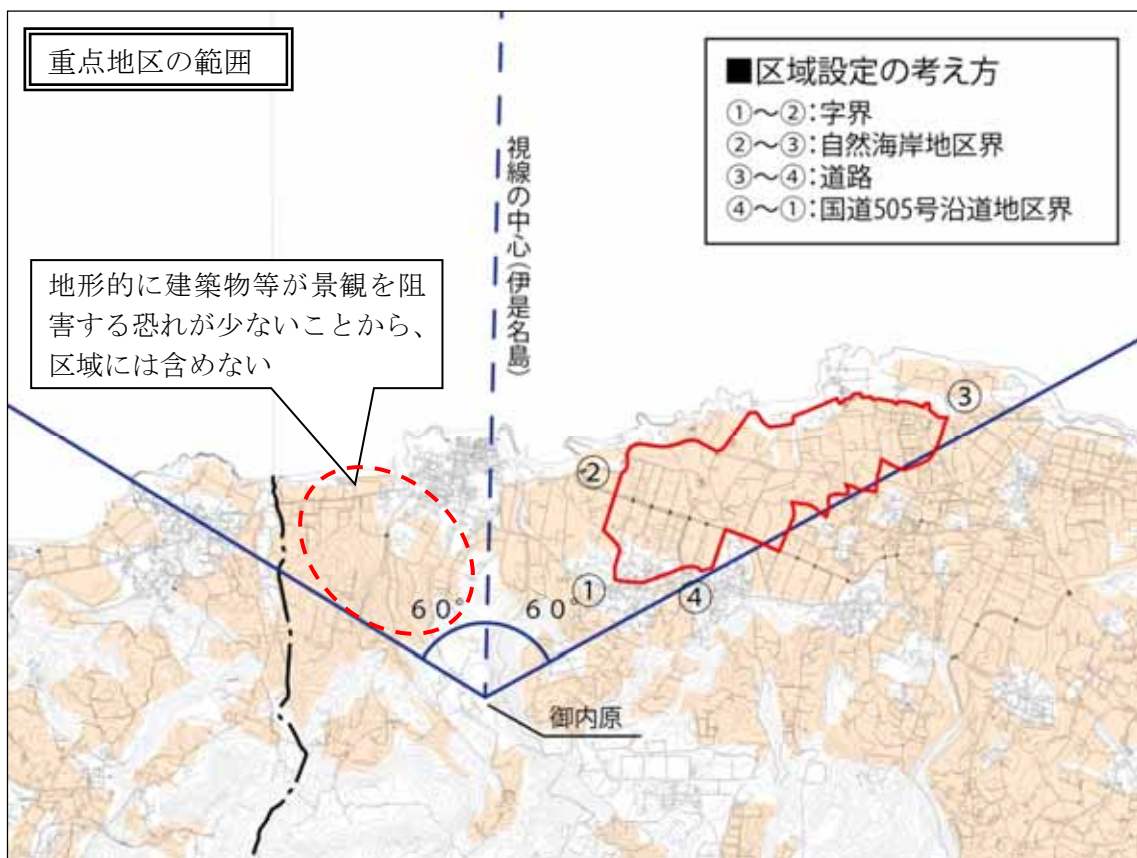


※区域境界に係る道路・河川等は区域に含めるものとします。

②今帰仁城跡眺望保全地区

今帰仁城跡の御内原からの眺望は、緑豊かな傾斜地、その向こうには集落や農地が広がる村土、さらにその向こうには青い海が広がる良好なパノラマ景観を望むことができる本村を代表する眺望景観であります。

その眺望を守るためには御内原から伊是名島を望む視線を中心に東西方向60°の範囲の景観が重要となると考えられます。但し、西方60°の範囲においては、地形的に建築物等が景観を阻害する恐れが少ないため、東方概ね60°の範囲を今帰仁城跡眺望保全地区とします。今帰仁城跡眺望保全地区では、良好な眺望景観を阻害しないよう配慮することとします。



※区域境界に係る道路・河川等は区域に含めるものとします。

③今泊集落地区

今泊集落は、豊かなフクギ並木の屋敷林が残る集落であり、馬場跡など歴史的資源も多く有します。また、今帰仁城跡のふもとに位置することから、今帰仁城跡からの眺望の対象となる集落でもあります。

したがって、豊かなフクギ並木屋敷林や、伝統的な地割を保全し、建築物や工作物はフクギ並木の高さを越えない高さを基本とします。さらに集落内道路については、排水溝の設置の仕方や、海を守るための下水処理対策を検討し、フクギに囲まれたのどかな集落道として相応しい道路景観の形成を図ります。また、今帰仁城跡からの眺望に配慮し、大規模な屋根や派手な色彩の建築物など眺望に影響を与えるようなものは避けるよう努めます。

今後、人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地として、文化財保護法に基づく文化的景観の指定について検討します。



※区域境界に係る道路・河川等は区域に含めるものとします。

④運天集落地区

運天は、古くから重要な港として機能していた地区であり、海上交通の中心的な場所であった運天周辺には文化遺産が点在しています。また、港のコバテイシや集落のフクギ並木などがその時代の雰囲気を残しています。更に、運天集落から北に位置するクンジャー集落についてもフクギの屋敷林や、背後の崖地や農地と一体となった良好な集落形態が残っています。



したがって、運天地区においては、それらの歴史・文化的遺産への配慮やフクギ並木の屋敷林の保全を図ります。



※区域境界に係る道路・河川等は区域に含めるものとします。

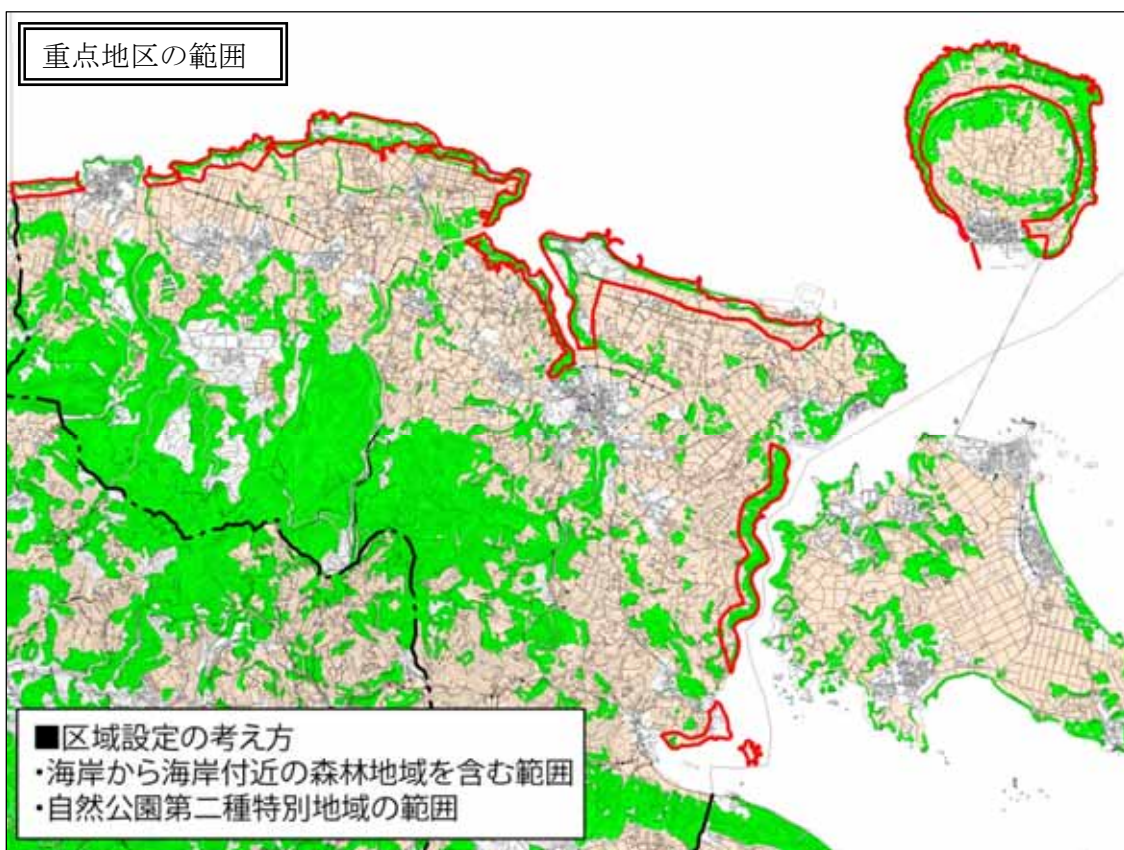
⑤自然海岸地区

本村の海岸は、自然海岸がほとんどであり、白い砂浜やハンタなど多様な自然景観を有しています。また、伊是名島・伊平屋島などを望める良好な眺望点でもあります。

したがって、海岸付近への大規模な開発や建築物の建築は可能な限り抑え、海への眺望の確保や海岸のスケールに調和したものとします。また、小規模なものであっても、建築物等の少ない海岸付近においては目立つことから、色彩においても、周辺の自然環境に調和した色とし、可能な限り植栽等で自然景観になじませるよう努めます。



重点地区の範囲



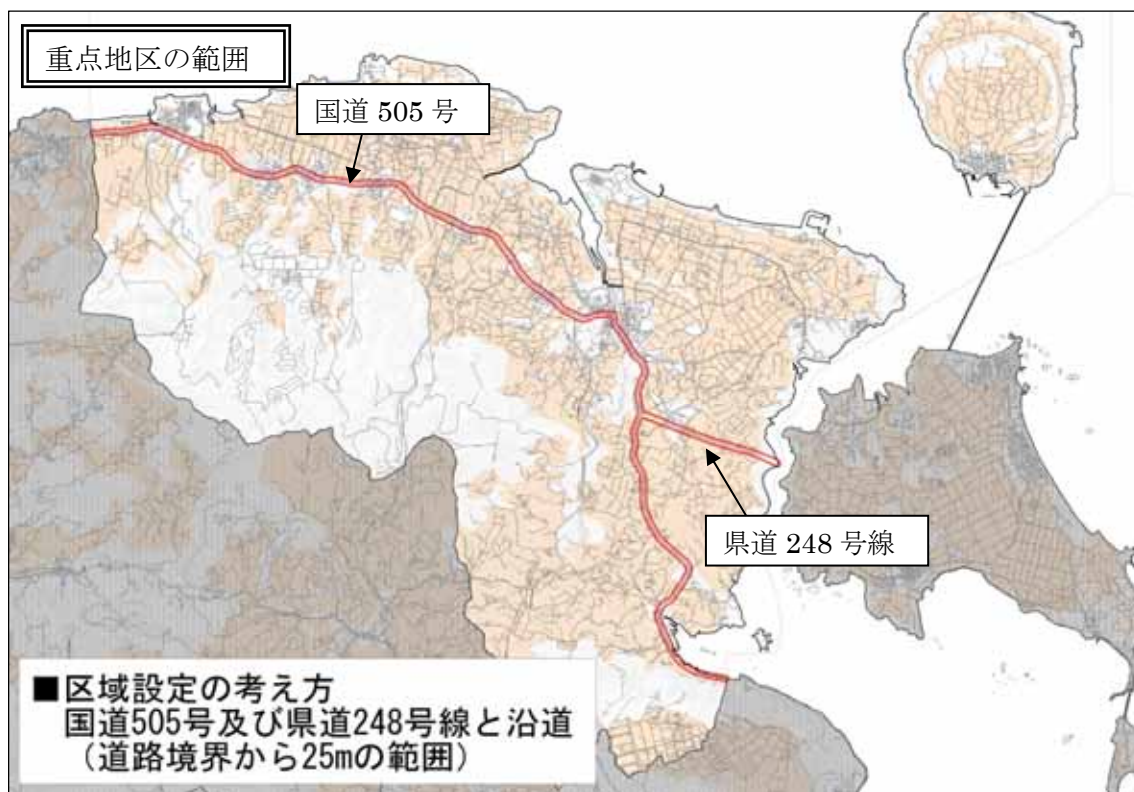
※区域境界に係る道路・河川等は区域に含めるものとします。

⑥国道 505 号・県道 248 号線沿道地区

国道 505 号及び県道 248 号線は、本村の骨格的な道路であり、隣接する名護市や本部町を結ぶ観光ルートとしての機能を持つなど、重要な主要幹線道路であります。また、国道 505 号については、首里王府時代に宿道^{すくみち}として整備されており、沿道に残る琉球松の大木が歴史的な景観を形成していることから、保全が望まれます。



したがって、本地域は観光ルートとして周遊観光者に印象付ける良好な道路景観の形成を図り、また、歴史的な沿道景観を保全します。そのため、沿道の屋外広告物の規制や松並木等による緑豊かな沿道景観の創出及びその保全、また沿道の建物の高さや配置等基準を設け、ゆとりある道路空間の創出を図ります。



⑦ウッパマビーチ地区

当該地区は、大規模な海浜が広がり、宿泊施設が立地するなど、本村を代表するレクリエーション拠点であります。

したがって、良好な景観形成を図りつつも、観光振興に資する施設等の立地を許容します。ただし、古宇利島からの眺望した場合の海岸のスケールとの調和や背後の崖地や緑と調和した色彩に十分配慮することとします。



重点地区の範囲



※区域境界に係る道路・河川等は区域に含めるものとします。

⑧古宇利集落地区

古宇利集落は、島の南側の斜面地に位置し、島の地形や緑と調和しています。高い建築物や工作物はあまり見られず、極端に島の稜線をおかす建物は見られません。また、集落内からは、屋我地島への豊かな自然景観が望むことができます。



したがって、古宇利集落においては、周辺の建築物の高さと斜面地という地形がつくりだす景観に十分配慮することとします。特に、古宇利大橋等の眺望点から見た場合に、島の美しい稜線をおかさなよう配慮します。

また、大規模な壁面や擁壁等が生じないようにすることとします。



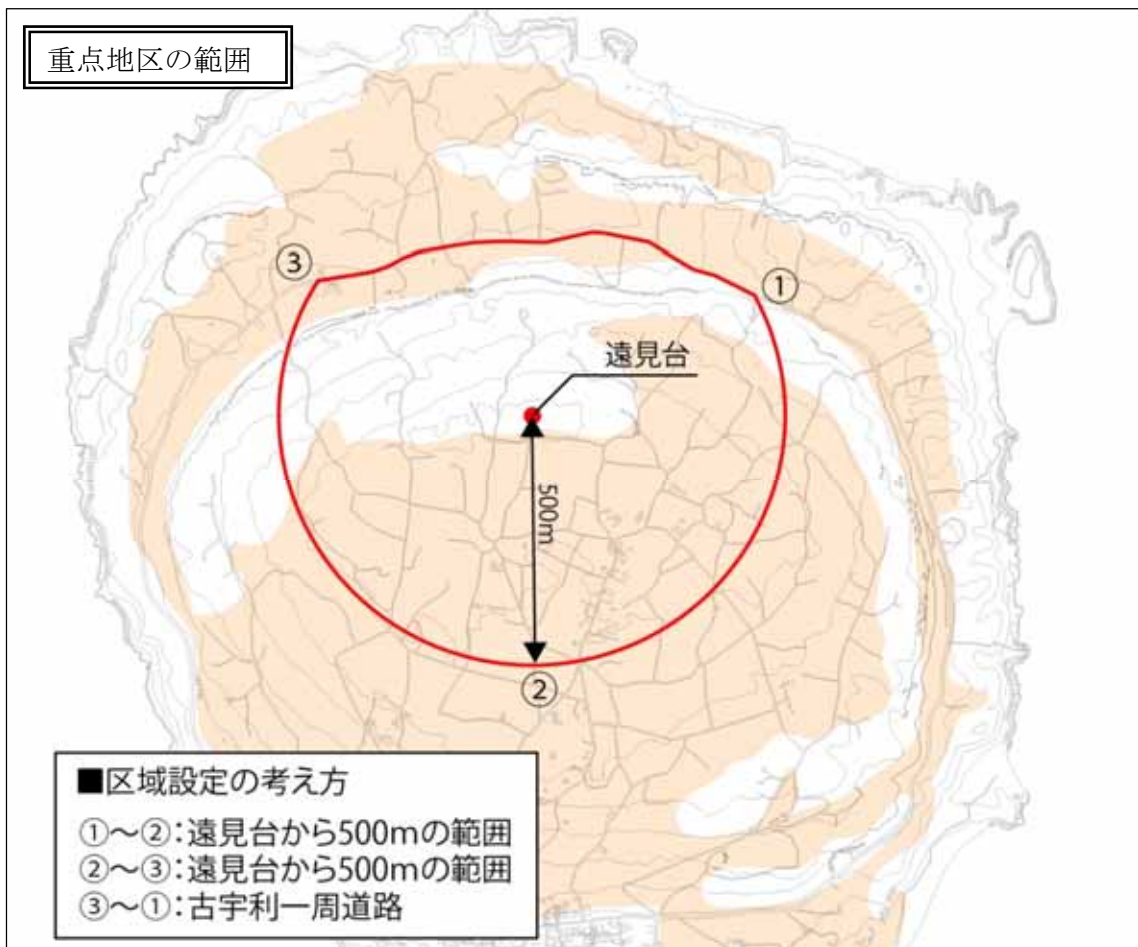
※区域境界に係る道路・河川等は区域に含めるものとします。

⑨古宇利遠見台地区

古宇利の遠見台は島のほぼ中央に位置し、かつては付近を通る唐船や異国船を見張り、烽火をあげて首里王府へ知らせる通信網の役目を担っていました。歴史・文化景観資源としても眺望点としても重要な場所と言えます。また、島で最も標高が高い場所にあることから、その高さを超える建築物や工作物が周辺に立地することは望ましくありません。



したがって、遠見台地区においては、かつての遠見台の役目としての確保すべき眺望（伊是名や国頭村伊地、具志堅の大嶺原、伊江島への眺望）を守るため、建築物や工作物の高さを可能な限り抑え、遠見台からの眺望に影響を与えないよう十分に配慮します。また、建築物や工作物が遠見台から目立たないように、敷地内の緑化や樹木の配置・高さ等について検討します。



※区域境界に係る道路・河川等は区域に含めるものとします。

⑩仲宗根市街地地区

仲宗根市街地地区は、今帰仁村役場、今帰仁村コミュニティセンター等の公共施設や、商業・業務施設が集まる地区です。市街地のまち並みは、趣のある商店や売店などが、なつかしさを感じさせる空間を創出しています。また、本村の主要道路である国道 505 号が現在整備中であり、今後、新たな賑わい空間としての景観形成が期待されます。

したがって、昔ながらの市街地景観を残しながら、産業振興や雇用促進等による活性化を図るなど、今帰仁らしい市街地としての景観を形成します。



※区域境界に係る道路・河川等は区域に含めるものとします。

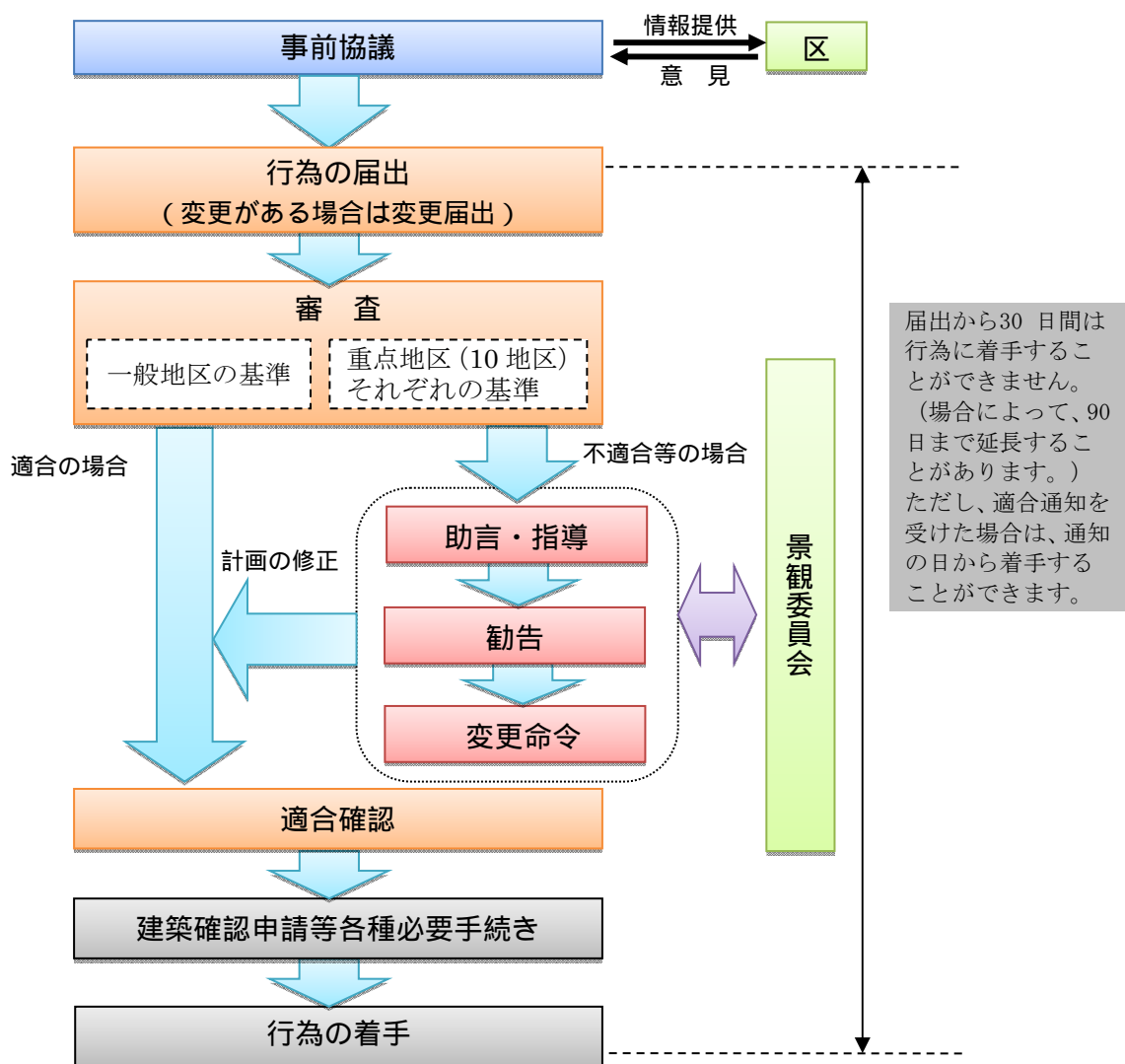
第 章 良好な景観の形成のための

行為の制限に関する事項

1 景観計画・景観条例の手続き

景観法及び景観条例に基づく手続きの概要は、次の表のとおりです。また、次頁以降に届出対象行為、景観形成基準について記載しています。

■景観法及び景観条例に基づく手続きの流れ



※ 変更命令は特定届出対象行為のうち、建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠（形態意匠）について行うことができます。

特定届出対象行為とは届出の対象となる行為のうち、以下の2 つになります。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

2 届出対象行為

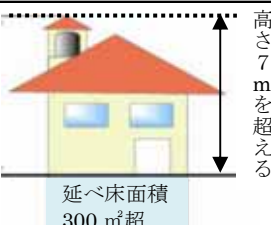
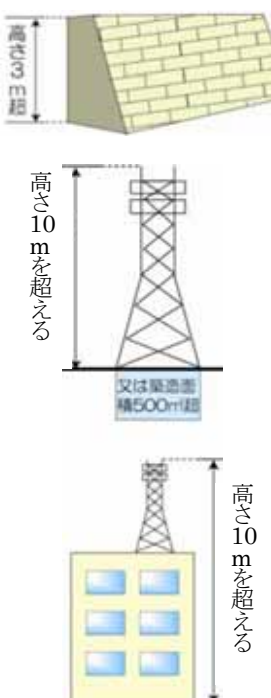
(1) 届出の対象となる行為（届出対象行為）

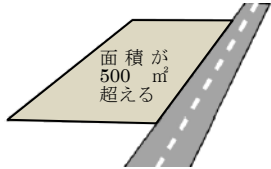
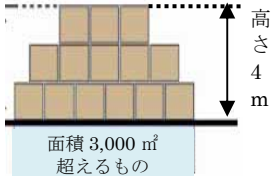
景観法及び景観条例に基づき、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される以下の行為を届出の対象とします。

- 1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- 2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- 3) 都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為
- 4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

(2) 届出の対象とする規模

届出対象行為について、届出の対象となる規模は以下のとおりです。

対象となる行為	対象とする規模	
1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更	<ol style="list-style-type: none"> ① 建築物の高さが7メートルを超えるもの。 ② 建築物の延べ床面積が300 平方メートルを超えるもの。 ③ ①又は②に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の過半となるもの。 	
2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更	<ol style="list-style-type: none"> ① 擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、塀その他これらに類するもので、高さが3メートルを超えるもの。 ② 彫像、記念碑、煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔、高架水槽、冷却塔、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、墳墓、電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するものうち、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、全体の高さ）が、10メートルを超えるもの、又は築造面積が500平方メートルを超えるもの。 	


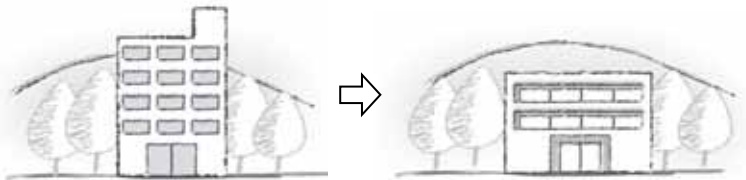
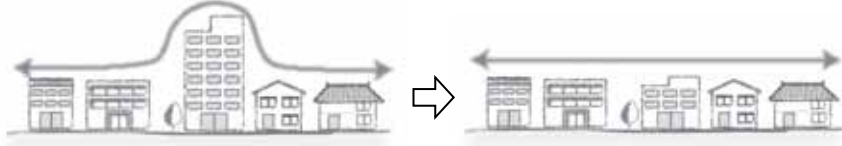
<p>2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更</p>	<p>③ 屋外に設置する自動販売機で高さが1.5mを超えるもの ④ ①又は②に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が10平方メートルを超えるもの。</p>	
<p>3) 都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為</p>	<p>土地の面積が500平方メートルを超えるもの。</p>	
<p>4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p>	<p>当該行為にかかる土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの。</p>	
<p>5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積</p>	<p>その集積又は貯蔵の高さが4メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの。</p>	

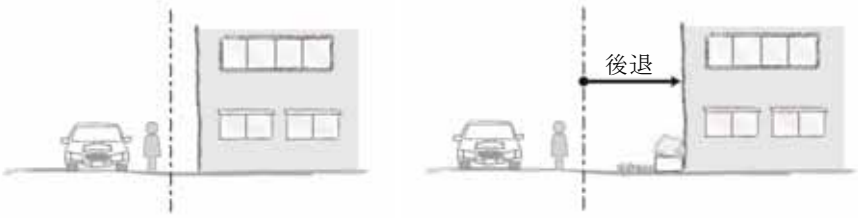
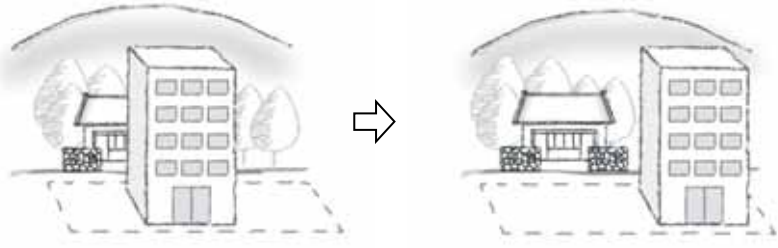
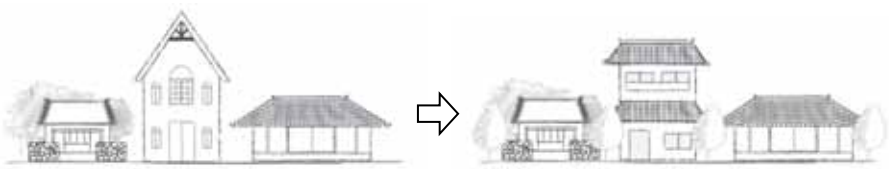
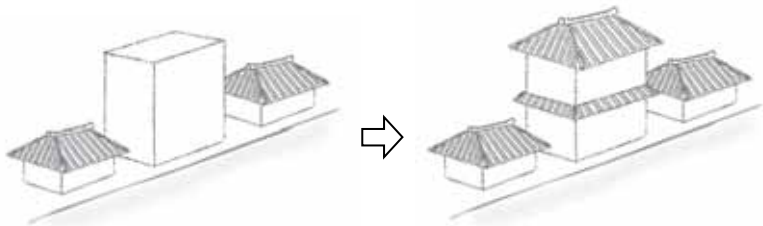
3 景観形成基準


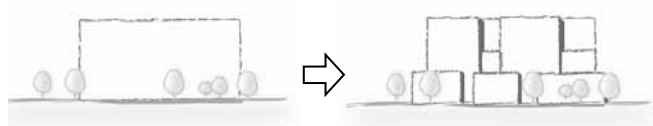
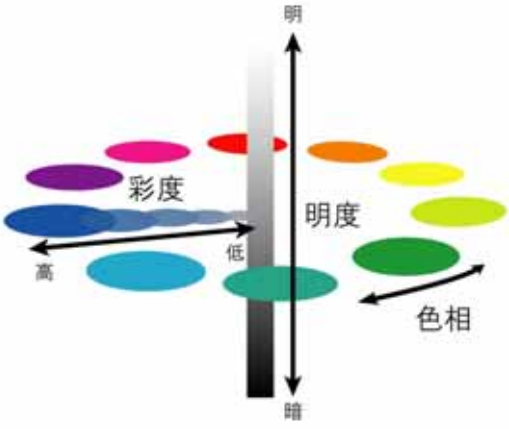

(1) 景観形成基準（一般地区）

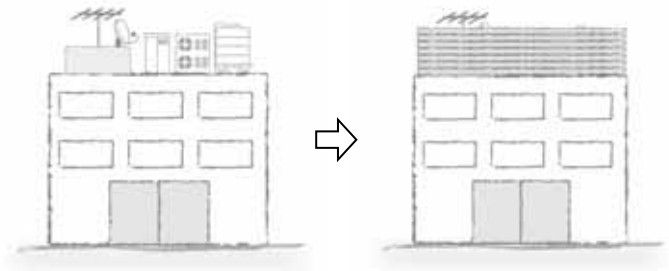
届出対象行為に該当する行為を行う際に遵守すべき基準（景観形成基準）を以下のとおり定めます。

1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

項目	景観形成基準
高さ	<p>i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ11メートル以下（3階以下）とすること。</p> 
	<p>ii) 主要な視点場*から見た場合に、背景となる山の稜線を超えないこと。 <small>※眺望するために設置された場所又は眺望することができる場所のうち、不特定多数の人々が自由に立ち入ることができ、視点近傍に阻害要因がなく、視線を遮られずに眺望できる場所</small></p>  <p>iii) フクギの屋敷林等が周辺にある場合は、その高さを超えないこと。 iv) 周辺の主要な眺望点からの眺め（景色）に著しく影響を及ぼさない高さであること。 v) 周辺が低層の住宅地である場合は、まちなみ（スカイラインの連続性）を考慮した高さとする。</p>  <p>vi) 周辺にランドマークとなるような建造物や大木がある場合は、その高さを超えないこと。</p>

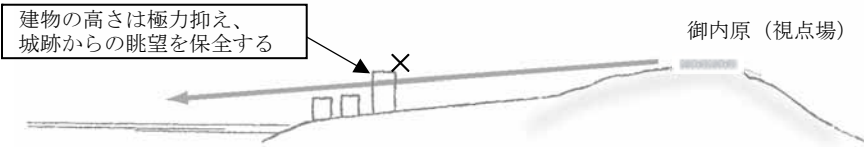
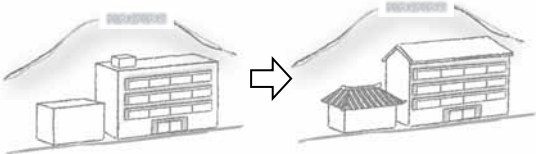
配置	<p>i) 建築物の壁面は道路境界や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。</p>  <p>ii) 周辺に御嶽等の歴史・文化的景観要素がある場合は、それらに十分に配慮した配置とすること。</p>  <p>iii) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。</p> 
形態 意匠	<p>i) 伝統的な集落地域においては、周辺と調和する勾配屋根とする等配慮すること。</p>  <p>ii) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</p>

<p>形態 意匠</p>	<p>iii) 本村の特徴的な起伏のある地形に配慮するよう工夫すること。</p>  <p>iv) 建築物が大規模になる場合は、分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、周辺景観と調和した建築スケールとするよう努めること。</p>  <p>v) 照明の光源は、周辺の環境に配慮した穏やかなものとし、光源の配置、点灯時間、照射面積等については、近隣の迷惑とならないようにする。</p>
<p>色彩</p>	<p>□屋根の色彩</p> <p>i) 極端な高彩度、低明度を避けること。</p>   <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>色相が 5R、明度が 9、彩度が 2 の色は、 このように表します。</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="width: 30px; height: 30px; background-color: #f08080; border: 1px solid black;"></div> <div style="text-align: center;"> <p>5R 9 / 2</p> <p>色相 明度 彩度</p> </div> </div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">参考：那覇市景観計画</p> <p>□外壁面の色彩</p> <p>i) 原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度 8 以上、彩度 2 以下）とすること。</p> <p>ii) 背景となる山の緑や海の青や農地の色彩との調和に配慮すること。</p>
<p>素材</p>	<p>i) 素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。</p> <p>ii) 本県の景観特性を特徴づける地場産材を、できる限り活用すること。</p> <p>iii) 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を、できる限り使用すること</p>


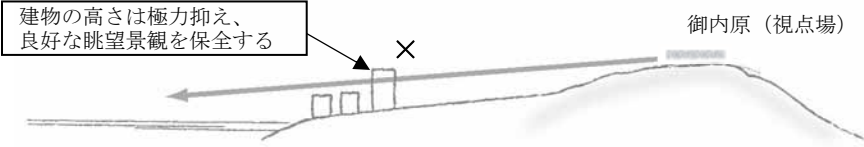
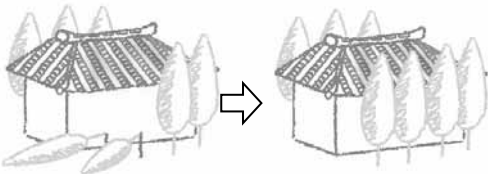
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> i) 敷地内の緑化に努め、その緑が周辺からも眺められるよう工夫すること。 ii) フクギ屋敷林等の良好で伝統的な景観が残された地域においては、周辺との調和を図るよう同様の樹木を植栽するよう努めること。 iii) 景観資源となる既存の緑地、フクギ等を保全・活用すること。 iv) 沿道において、生垣や植栽等、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。また沿道にリュウキュウマツやフクギ等がある場合は、保全すること。 v) 大規模な駐車場を設ける場合は、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。また、生垣や中高木で周囲を緑化し、道路から駐車中の自動車が見えにくい構造とすること。
垣・柵	<ul style="list-style-type: none"> i) 可能な限り生垣又は石垣とし、ブロック塀等の人工物を用いる場合は、1メートル以下に高さを抑え敷地内の緑が周辺に潤いを与えるよう工夫すること。 ii) 良好な景観を形成している既存のフクギ等の屋敷林及び石垣は、保全・活用すること。 iii) まちなみを無機質にする長大なブロック塀等は避けること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> i) 外壁又は屋上に設ける設備は、パラペットやルーバー等で覆い、露出させず目立たないよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ii) 敷地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、できる限り周辺の景観に調和させること。

(2) 景観形成基準 (重点地区)

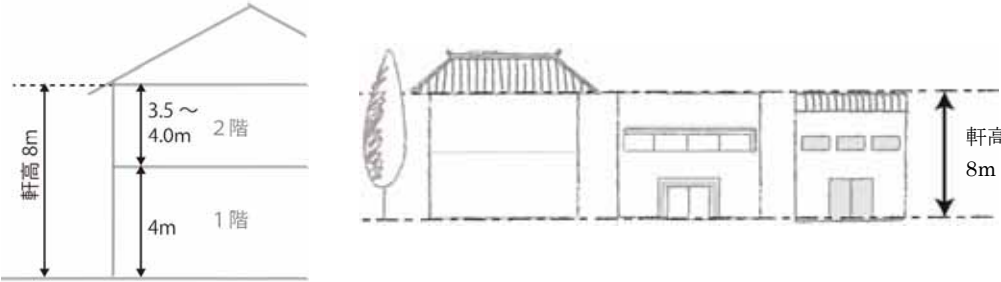
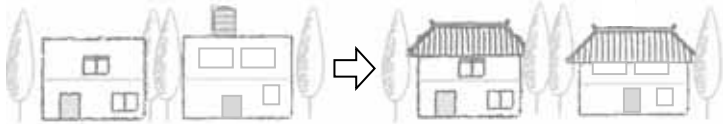
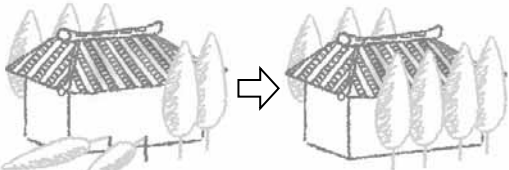
① 今帰仁城跡周辺保全地区

項目	景観形成基準
高さ	<p>i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ8メートル以下(2階以下)とすること。</p>  <p>ii) 今帰仁城跡の御内原を視点場に、良好な眺望景観に配慮した高さとする。</p>  <p>iii) 周辺の主要な眺望点から今帰仁城跡の眺め(景色)に著しく影響を及ぼさない高さであること。</p>
配置	<p>i) 今帰仁城跡に十分に配慮した配置、規模とすること。</p> <p>ii) 国道505号沿道については、建築物の壁面は国道505号からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。</p>
形態意匠	<p>i) 今帰仁城跡の歴史的な景観や、周辺の山並みと調和するよう、できる限り勾配屋根とすること。</p> 
色彩	<p>i) 今帰仁城跡で使用されている素材の色彩及び周辺の緑と調和した色とすること。</p> <p>ii) 国道505号沿道については、リュウキュウマツやフクギ等、沿道の緑及び空の色と調和した色彩とすること。</p> <p>iii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩(マンセル値: 明度8以上、彩度2以下)とすること。</p> <p>iv) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。</p>
素材	一般地区と共通
敷地の緑化	<p>i) 大規模なりの面が生じた場合は樹木を植栽する等、緑化をすること。</p> <p>ii) 敷地面積に対し、緑化率10%とすること。</p> <p>iii) 国道505号沿道について、リュウキュウマツやフクギ等がある場合は、保全すること。また生垣や植栽等、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。</p>
垣・柵	i) 生垣又は石垣を基本とすること。
その他	一般地区と共通

②今帰仁城跡眺望保全地区

項目	景観形成基準
高さ	<p>i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ8メートル（2階以下）以下とすること。</p>  <p>ii) 良好な眺望景観に影響の無い高さとする。</p> 
配置	i) 今帰仁城跡に十分に配慮した配置、規模とすること。
形態 意匠	<p>i) 良好な眺望景観を保全するため、目立たない形態・意匠とすること。</p> <p>ii) 景観を著しく阻害する屋根は設けないこと。</p>
色彩	<p>i) 良好な眺望景観を保全するため、目立たない色とすること。</p> <p>ii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）とすること。</p> <p>iii) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。</p>
素材	一般地区と共通
敷地の 緑化	<p>i) 建築物を新築・建替える際、その敷地内に良好な樹木がある場合は、できる限り保全すること。樹木を伐採した場合には、それに代わる樹木を植えること。</p>  <p>ii) 御内原からの眺望を考慮し、建物が目立たないよう樹木を植栽するなど工夫すること。</p>
垣・柵	一般地区と共通
その他	一般地区と共通


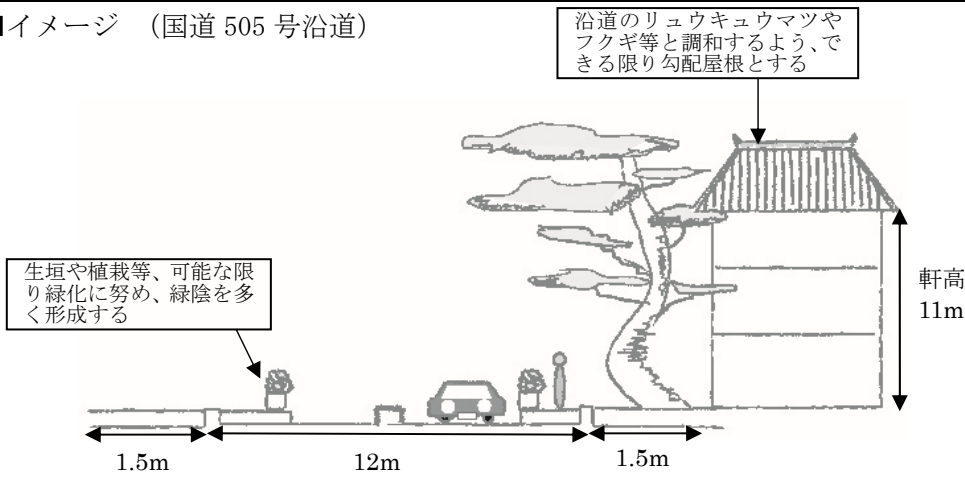
③今泊集落地区及び④運天集落地区

項目	景観形成基準
高さ	<p>i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ8メートル以下（2階以下）とすること。</p> 
配置	<p>i) 国道 505 号沿道については、建築物の壁面は国道 505 号からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。</p>
形態意匠	<p>i) 既存の樹木の緑が形成する景観と調和するよう、できる限り勾配屋根とすること。</p> 
色彩	<p>i) 集落に残る樹木の緑と調和した色彩とすること。 ii) 国道 505 号沿道については、リュウキュウマツやフクギ等、沿道の緑及び空の色と調和した色彩とすること。 iii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度 8 以上、彩度 2 以下）とすること。 iv) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。</p>
素材	<p>一般地区と共通</p>
敷地の緑化	<p>i) 建築物を新築・建替える際、その敷地内に良好な樹木がある場合は、できる限り保全すること。樹木を伐採した場合には、それに代わる樹木を植えること。</p>  <p>ii) 国道 505 号沿道について、リュウキュウマツやフクギ等がある場合は、保全すること。また生垣や植栽等、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。</p>
垣・柵	<p>一般地区と共通</p>
その他	<p>一般地区と共通</p>

⑤自然海岸地区

項目	景観形成基準
高さ	<p>i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ8メートル以下(2階以下)とすること。</p> <p>ii) 視点場となる眺望点からの海への眺望に配慮した高さとする。</p> <div data-bbox="485 510 1310 707" style="text-align: center;"> </div> <p>iii) 自然景観の美しさと調和を損なわない高さとする。</p>
配置	<p>i) 海岸付近に建築する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。</p>
形態意匠	<p>i) 美しい自然海岸との調和を損なわない形態とする。</p>
色彩	<p>i) 白砂やイノーが創り出す色彩、空の色、周辺の緑と調和した色彩とすること。</p> <p>ii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩(マンセル値: 明度8以上、彩度2以下)とすること。</p> <p>iii) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。</p>
素材	<p>一般地区と共通</p>
敷地の緑化	<p>i) 敷地面積に対し、緑化率10%とすること。</p>
垣・柵	<p>一般地区と共通</p>
その他	<p>一般地区と共通</p>

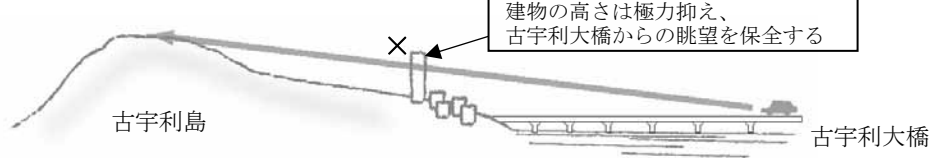
⑥国道 505 号・県道 248 号線沿道地区

項目	景観形成基準
高さ	<p>i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ 11 メートル以下 (3 階以下) とすること。</p> 
配置	<p>i) 建築物の壁面は国道 505 号・県道 248 号線や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。</p> <p>ii) 建築物の壁面は国道 505 号・県道 248 号線や敷地境界から 1.5 メートルセットバックをすること。ただし、道路拡幅整備等により十分な歩行空間が確保されている場合や、敷地が狭隘な場合はその限りでない。</p>
形態意匠	<p>i) 沿道のリュウキュウマツやフクギ等と調和するよう、できる限り勾配屋根とすること。</p>
色彩	<p>i) リュウキュウマツやフクギ等、沿道の緑及び空の色と調和した色彩とすること。</p> <p>ii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩 (マンセル値: 明度 8 以上、彩度 2 以下) とすること。</p> <p>iii) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。</p>
素材	一般地区と共通
敷地の緑化	<p>i) 沿道において、生垣や植栽等可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。</p> <p>ii) 沿道にリュウキュウマツやフクギ等がある場合は、保全すること。</p>
垣・柵	一般地区と共通
その他	一般地区と共通
	<p>■イメージ (国道 505 号沿道)</p> 

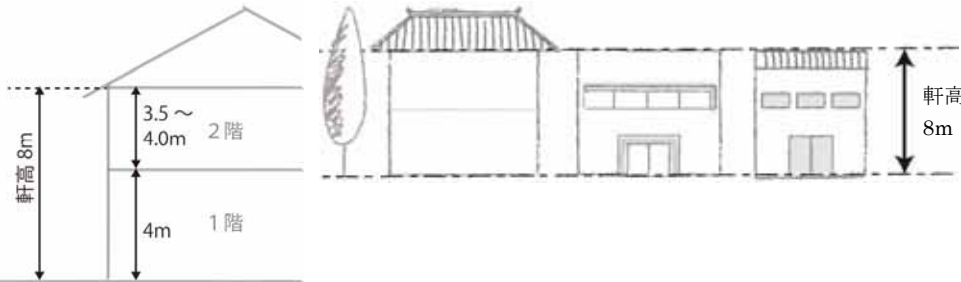
⑦ウップマ地区

項目	景観形成基準
高さ	i) 建築物の高さは、原則として高さ 18 メートル以下とすること。
配置	一般地区と共通
形態 意匠	i) 赤瓦や琉球石灰岩などの地場産材を用いるなど、沖縄らしいリゾート景観の創出に配慮する。
色彩	i) 白砂やイノーが創り出す色彩、空の色、周辺の緑と調和した色彩とすること。 ii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値： 明度 8 以上、彩度 2 以下）とすること。 iii) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。
素材	一般地区と共通
敷地の 緑化	i) 敷地面積に対し、緑化率 10%とすること。
垣・柵	一般地区と共通
その他	一般地区と共通

⑧古宇利集落地区

項目	景観形成基準
高さ	<p>i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ8メートル以下（2階以下）とすること。</p>  <p>ii) 古宇利大橋の中央部を視点場とした際、背景となる島の稜線を超えないこと。</p>  <p>iii) 住宅及び営業目的の建物を建てる場合は、集落の景観を損ねたり、周辺の先住者の景観を遮る物を建てないこと。</p>
配置	<p>i) 古宇利大橋や運天からの眺望に配慮した配置とする。</p>
形態意匠	<p>i) 既存の樹木の緑が形成する景観と調和するよう、できる限り勾配屋根とすること。</p> 
色彩	<p>i) 島の緑の稜線及び空の色と調和した色彩とすること。</p> <p>ii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）とすること。</p> <p>iii) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。</p>
素材	<p>一般地区と共通</p>
敷地の緑化	<p>i) 建築物を新築・建替える際、その敷地内に良好な樹木がある場合は、できる限り保全すること。樹木を伐採した場合には、それに代わる樹木を植えること。</p> <p>ii) 敷地内の庭に集落の景観を著しく損なうものを放置しないこと。</p>
垣・柵	<p>一般地区と共通</p>
その他	<p>一般地区と共通</p>

⑨遠見台地区

項目	景観形成基準
高さ	<p>i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ8メートル以下（2階以下）とすること。</p> 
配置	<p>i) かつての遠見台の役目としての確保すべき眺望（伊是名や国頭村伊次、具志堅の大嶺原、伊江島への眺望）を守るため、建物の配置を工夫すること。</p> <p>ii) 良好な眺望景観を保全するため、目立たない配置とすること。</p>
形態 意匠	<p>i) 良好な眺望景観を保全するため、目立たない形態・意匠とすること。</p>
色彩	<p>i) 島の緑の稜線及び空の色と調和した色彩とすること。</p> <p>ii) 外壁面の色彩は原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）とすること。</p> <p>iii) 屋根の色彩は極端な高彩度、低明度を避けること。</p>
素材	一般地区と共通
敷地の 緑化	一般地区と共通
垣・柵	一般地区と共通
その他	一般地区と共通

⑩仲宗根市街地地区

項目	景観形成基準
高さ	<p>i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ 13 メートル以下 (4 階以下) とすること。</p> 
配置	<p>i) 国道 505 号沿道については、ゆとりと潤いのある空間を確保するため、道路境界より 1.5 メートルセットバックをすること。ただし、道路拡幅整備等により十分な歩行空間が確保されている場合や、敷地が狭隘な場合はその限りでない。</p>
形態意匠	一般地区と共通
色彩	一般地区と共通
素材	一般地区と共通
敷地の緑化	<p>i) 敷地内の緑化に努め、その緑が周辺からも眺められるよう工夫すること。 ii) 景観資源となる既存の緑地、フクギ等を保全・活用すること。 iii) 国道 505 号沿道において、生垣や植栽等、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。また沿道にリュウキュウマツやフクギ等がある場合は、保全すること。 iv) 大規模な駐車場を設ける場合は、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。また、生垣や中高木で周囲を緑化し、道路から駐車中の自動車が見えにくい構造とすること。</p>
垣・柵	一般地区と共通
その他	一般地区と共通

(3) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

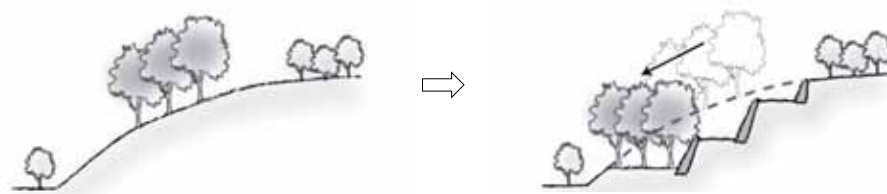
項 目	景観形成基準
①高さ	<p>i) 工作物（電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するものを除く。）の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、全体の高さ）は、原則として15メートル以下（各重点地区においては10メートル以下）とすること。但し、本村の景観形成に関する方針に則している場合においてはその限りではない。また、擁壁の場合は、直立させず、極力高さを抑えること。</p> <p>ii) 背景となる山の稜線を超えないこと。</p> <p>iii) 周辺の主要な眺望点からの眺め（景色）に著しく影響を及ぼさない高さであること。</p>
②配置	<p>i) 既存の地形や樹木等の景観的特徴を阻害しない配置とすること。</p> <p>ii) 周辺に御嶽等の歴史的景観要素がある場合は、それらに十分に配慮した配置とすること。</p> <p>iii) 海岸付近に築造する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。</p> <p>iv) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、周辺に配慮した高さ及び配置とすること。</p> <p>vi) 照明の光源は、周辺の環境に配慮した穏やかなものとし、光源の配置、点灯時間、照射面積等については、近隣の迷惑とならないようにする。</p>
③形態意匠	<p>i) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、周辺に配慮した形態及び意匠とすること。</p> <p>ii) 建築物と一体的に築造する場合は、当該建築物と調和したデザインとなるよう配慮すること。</p>
④色彩	<p>i) 極端な高彩度、低明度を避けること。</p> <p>ii) 背景となる山の緑や海の青や農地との調和に配慮すること。</p>
⑤素材	<p>i) 擁壁は、石積擁壁や自然の素材を用い、周辺の景観との調和を図ること。</p>

(4) 都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為

- i) 大規模なのり面が生じないようにすること。

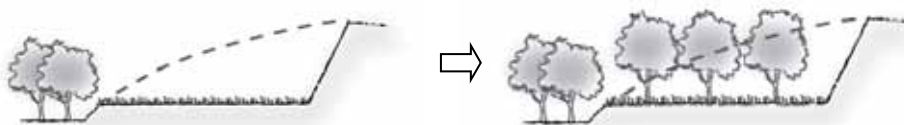


- ii) のり面は可能な限り緑化可能な勾配とすること。
- iii) 擁壁が生じる場合には、擁壁は直立せず、極力高さを抑えること。
- iv) 擁壁が生じる場合には、自然石や植栽等により周辺景観との調和に配慮すること。
- v) 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。



(5) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

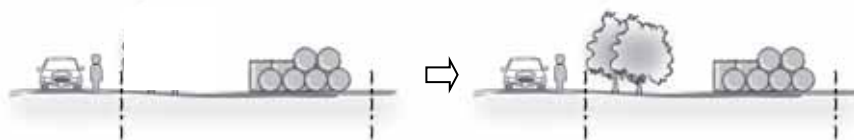
- i) 土石の採取、鉱物の掘採の方法が露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の景観に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ii) 採取を終了し、又は休止するときにあつては、当該終了部分又は休止部分について、必要な埋め戻しを行い、かつ緑化を行うこと。



- iii) 敷地周辺の緑化等、周辺の道路から遮へいに努めること。

(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

- i) 堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における景観に十分配慮すること。
- ii) 堆積高さが概ね5メートル以下であること。
- iii) 堆積物から堆積に係る敷地の境界線までの距離を3メートル以上設けること。
- iv) 堆積に係る敷地の外周に沿って、堆積物を遮へいするに十分な塀又は植栽帯が設けられていること。



- v) 自然的、社会経済的条件にかんがみ、堆積の期間が必要最小限と認められるものであること。

第 章 良好な景観の形成に関するその他の方針

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

今帰仁らしい魅力ある良好な景観づくりを推進するに当たり、地域に残る景観資源を積極的に活用することが重要となります。なかでも、歴史的な建造物や村民から親しまれている建造物・樹木等、地域のシンボルとなるような景観構成要素を保全・活用することは、村民の景観に対する意識啓発を促す効果もあり、重要な意味を有します。

本村においては、次に示す項目に該当する建造物・樹木について、所有者の意見を聴き合意を得た上で景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。

- ・歴史的、文化的価値を持つ建造物・樹木
- ・周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物・樹木
- ・村民に親しまれ、地域の景観形成に取り組む上で重要となる建造物・樹木



【与那嶺のフブアカギ】

2 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項

本村には、世界遺産に登録されている今帰仁城跡や古宇利大橋、ワルミ大橋等の観光資源や観光ルートがあり、県内外から多くの観光客が訪れます。これら観光客を対象とした屋外広告物は村のにぎわいを演出する反面、その乱立が良好な景観を阻害していることも否めない状態です。

屋外広告物は、景観を形成する重要な要素であることから、屋外広告物に関する適正な規制誘導を検討し、良好な沿道景観形成を推進します。

3

景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、公園等の公共施設については、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する主要な要素の一つです。本村においては、現在整備中である国道505号や、古宇利大橋、ワルミ大橋などがあり、本村の景観を印象付ける重要な要素となっています。今後、これらの整備や占用にあたって、村の目指す景観形成との整合を図ることが必要であり、必要に応じて景観重要公共施設の指定を推進します。



【古宇利大橋】

4

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

本村においては、主要栽培品目であるスイカ・キク・肉牛・サトウキビ等の農地や牧草地のほか、ハウス農業の施設による農業風景があります。また山間部では果樹（タンカン等柑橘類、マンゴー等熱帯果樹）および造園樹種苗生産が盛んです。これら農業風景は今帰らしい景観を形成する上で重要な要素のひとつであり、今後、景観と調和のとれた営農条件を確保するため、景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。



【山並みを背景に広がる越地の農地】



【呉我山の山間部に広がる果樹園】

5

自然公園法の許可の基準

本計画の区域には、円錐カルスト地域一帯の沖縄海岸国定公園が含まれており、自然公園法に基づく自然公園地域に指定されています。今後、自然公園法に基づく自然景観の保護の措置と併せ、景観法に基づく良好な景観形成を促進する措置を相互に図りつつ、必要に応じて上乘せの許可基準が定められるよう、関係機関との連携、調整を行うものとします。

第 章 景観行政の円滑な運用と景観づくりの 推進に向けて

1 各主体の役割

本村の景観づくりは、村民、事業所や行政等の多様な主体の協働により実現されていくものです。したがって、それぞれの主体が景観づくりに担う役割を十分に理解し、その役割を果たしていくことが大切です。

(1) 村民の役割

村民は村の自然環境、歴史・文化を背景とした特有の景観に理解を深め、良好な景観の保全や創出に向けた活動に積極的に取り組みます。また、村民の生活や生業（所作）自体が景観をつくりあげる重要な要素であることを認識し、地域コミュニティの中での暮らしを大切にします。

(2) 事業者の役割

事業者は、村の景観づくりを理解し、土地利用や事業活動に関しては地域の良好な景観形成や保全に寄与するよう努めます。また、当該活動が地域コミュニティの中で行われることを十分理解し、地域の歴史・文化等の風土に十分配慮します。

(3) 村の役割

村の景観づくりの主役である村民の良好な景観形成・保全に向けた取り組みや地域活動を支援します。また、国や県、隣接市町村と連携を図りながら良好な景観形成に資する施策に取り組みます。

あわせて、村民の景観づくりに関する意識醸成のための取り組みを実施します。

(4) 景観委員会の役割

景観委員会は、景観行政の円滑な運用を推進するため、以下の内容について必要に応じて助言等を行います。

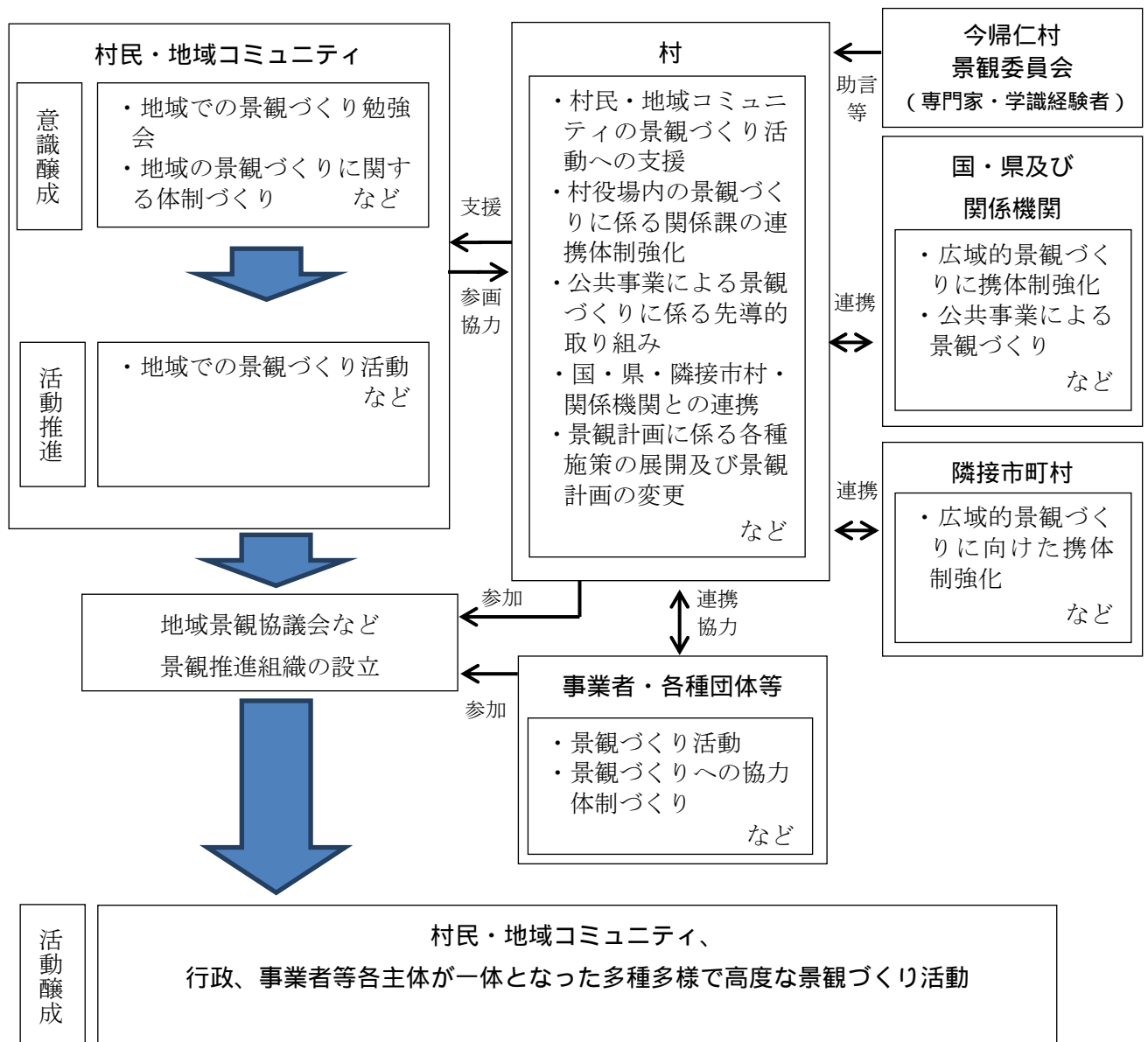
- 1) 景観条例に定める助言及び指導をしようとする場合（第13条）

- 2) 景観条例に定める勧告、命令及び公表をしようとする場合（第 14 条）
- 3) 景観条例に定める要請をしようとする場合（第 15 条）
- 4) 村の景観計画に係る各種施策の展開及び景観計画の変更等をしようとする場合
- 5) 景観計画の施行上、判断に苦慮する事案が提案された場合
- 6) その他、景観行政の円滑な運用を図る上で、景観委員会の助言・指導等が必要な場合

2 景観づくり推進体制の確立

景観づくりを推進するために、村は村民、地域コミュニティの景観づくりに関する活動への支援や人材の育成を図ります。また、専門家や学識経験者等で組織する景観委員会の助言や参画を基に景観づくりに関する各種施策の展開を推進します。また、行為の制限に関する手続きを進める事前協議等の段階で、景観委員会の助言等を必要に応じ求めます。さらに各種関係団体や庁内関係部局との連携を強化して、村、村民、事業者等が一体となって景観づくりに取り組みます。そのために、下記に示す景観づくり推進体制を確立していきます。

■景観づくり推進体制



参考資料 「集落の変遷と移動及び形態について」

(1) 集落の変遷と移動

先に述べたように今帰仁村には 19 の^{あざ}字があるが、各字の歴史・個性を知ることは、今後、集落景観を保全・形成していく上で重要です。特に、字の変遷や移動は、故地^{*}や旧地^{*}に御嶽や拝所などが残っている場合も多く、ムラ・シマの合併により神アサギを複数有する字もあり信仰とも深くかかわってきます。

したがって、『なきじん研究3 今帰仁の歴史』（今帰仁教育委員会）より、「ムラ・シマの表記の変遷」及び「ムラ・シマの移動と集落の移動」の一部を紹介します。

■ムラ・シマの表記の変遷

今帰仁村のムラ名が文献に出てくるのは、「おもろさうし」や古琉球（17 世紀以前）の辞令書である。オモロに謡われた今帰仁の村名は、くしけん（具志堅、後に本部へ）・みやきせん（今帰仁）・せりかく（勢理客）・うむてん（運天）である。古琉球の辞令書には、へなち（辺名地、後に本部へ）・くしかわ（具志川、後に本部へ）・うらさき（浦崎、後に本部へ）・ちやはな（謝花、後に本部へ）・みやきせん（今帰仁）・よなみね（与那嶺）・中くすく（中城）・上間（近世にも出てくる村名）・たまくすく（玉城）などが出てくる。そのころの表記はひらがなである。近世の『琉球国高究帳』や『絵図郷村帳』（1649 年）には、現在につながる村名のほとんどが登場してくるが、村名の表記はまだひらがなであり、一部漢字やかな交じりもあり、村名表記の過渡期である。1666 年に今帰仁間切の分割があり、伊野波（本部）間切が新設され、分割以降今帰仁間切の領域と村数は、他の間切へ、あるいは合併などの変遷をたどる（「今帰仁の村（ムラ・シマ）の表記の変遷図」P22 参照）。

『琉球国由来記』（1713 年）になると、今帰仁間切のすべての村名に漢字があてられ、中城（仲尾次）・中宗根（仲宗根）・郡（古宇利）を除く他の村は、現在の表記と同じである。

■ムラ・シマの移動と集落移動

今帰仁村に現在 19 のムラ・シマ（^{あざ}字）がある。それらのムラ・シマの中には、移動した形跡をみせるところがある。文献資料に^{あざ}字の移動が記されているのが今帰仁（現在の今泊）や志慶真（現在の諸志の一部）、そして天底・玉城（玉城・岸本・寒水）などである。かつて今帰仁間切の村（ムラ）であった呉我・振慶名・我部・松田などの村が首里王府（蔡温）の山林政策で羽地間切地内に移動させられた。また、文献資料には表れ

ないが移動の形跡をみせるムラ・シマもある。今帰仁は文献にもあるが、移動前の旧地（今帰仁城跡付近）に拝所を今でも残し、移動前の場所が知れる。兼次も移動伝承をもつと同時に、旧地をプルジマと呼び小字に古島原を残し拝所もある。移動伝承を持つ字に仲尾次・崎山などがある。沖縄の村落（ムラ）移動についての研究に『古層の村』（仲松弥秀著）があり、今帰仁村内の村落の移動についても触れている。その著に学びながら、今帰仁村のムラの移動あるいは集落移動についてみることにする。

今帰仁村内のムラの移動あるいは集落移動には、それぞれの理由といくつかの形態があり、次のように三つに分類してみた。

①ムラ全体が他の地域に移動（ムラ移動）

②ムラ内の集落の一部が移動

③ムラ内での集落移動

①の「ムラ全体が他の地域に移動」（ムラ移動）というのは、集落だけでなくムラ全体が他のムラ域に移動していった場合をいう。その例として志慶真村と仲尾次村、さらには天底村・玉城村・岸本村・寒水村などがある。

②の「ムラ内の集落の一部が移動」とは、ムラの範囲内での集落の一部がムラ内の他の場所に集落を形成し、そこに新しい集落をなしている場合をいい、発達したムラとした方がよい。その例として、謝名と仲宗根がある。

③の「ムラ内での集落移動」というのは、集落全体がムラの範囲内で移動し、故地に集落がない場合をいう。しかし、故地に御嶽や拝所などがあり、集落のあった形跡や移動伝承が残っているその例として、今帰仁や親泊、それに兼次・崎山などのムラがある。

(2) 集落の形態

今帰仁の村（ムラシマ）の変遷

「…村」の村は略した。

おもしろさ (年代不詳)	辞令 (1567~1667年)	普村 (1649年)	図帳 (1649年)	郷高 (1635~48年)	琉球国 (1713年)	中山伝 (1721年)	琉球国 (1731年)	乾隆二年 (1736年)	事々 (1742~64年)	諸上納 (1750年頃)	琉球藩 (1750年頃)	農事御取締帳 (1861年)	琉球藩 (1861年)	沖繩県 (1903年)	土地整理 (1903年)	現在 (1992年)
へ	な	ち	へ	な	ち	な	な	な	な	な	な	な	な	な	な	な
くしけん	くしけん	くしけん	くしけん	くしけん	くしけん	くしけん	くしけん	くしけん	くしけん	くしけん	くしけん	くしけん	くしけん	くしけん	くしけん	くしけん
みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん	みやきせん
せりかく	せりかく	せりかく	せりかく	せりかく	せりかく	せりかく	せりかく	せりかく	せりかく	せりかく	せりかく	せりかく	せりかく	せりかく	せりかく	せりかく
うむてん	うむてん	うむてん	うむてん	うむてん	うむてん	うむてん	うむてん	うむてん	うむてん	うむてん	うむてん	うむてん	うむてん	うむてん	うむてん	うむてん

1666年に今帰仁間切を分割して伊野波 (本郡) 間切 を新設し、本部間切の村となる。

(天底) は、1719年に本部間切から今帰仁間切に移るがそのままになっている。

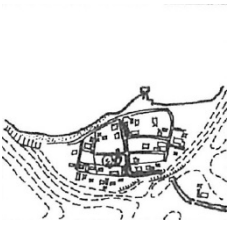




註① 今帰仁村と親泊村が明治36年に合併し、その後昭和47年に合併した。
 ② 『琉球国由来記』(1713年) で、仲尾次は中尾次村と中城村が出てくるが同一村である。
 ③ 『乾隆二年帳』(1737年) で、上間村と寒水村が新設と記されている。1737年当時から近い時期に新設された村か。ただし、寒水村は『琉球国由来記』にすでに出てくる村である。
 ④ 呉我山が大正9年、越地が昭和12年、渡喜仁が昭和15年頃に分字した。
 ⑤ 今帰仁間切であったことが「ふれいけな・まつざ(だ)」がふ村は、1674年の「方切」で今帰仁間切から羽地

間切へ管轄が移ったと見られる。その後の1736年に村の移動がなされ、その場所は、今帰仁間切の地とした。そこに、1738年通川村を創設した。
 ⑥ 『琉球藩雑記』は明治6年となっているが、その内容は18世紀中頃とみられる。
 ⑦ 『事々抜書』に「中城は上間仲尾次二カ村之事」とある。
 ⑧ 辞令書にでてくる(ミヤキせん)は、今帰仁間切のことである。
 ⑨ 辞令書にでてくる(しよきた)は、原名である。

集落景観を形成する要素の一つに集落基盤の状況や家屋の配置、クサティムイとの位置関係など、その集落の形態があります。各集落の信仰や周辺の土地利用などの特性を十分に把握し、景観形成を図っていく必要があります。

ここでは、「今帰仁村総合開発基本構想」（1974年 今帰仁村）における「集落タイプ別整理表」を以下に、各集落の形態分類を示します。

■集落タイプ別整理表（一部抜粋）

	A.集村			B.散村	C.集落分散 (複合)
	海沿い集村	幹線道路沿い集村	地区道路沿い集村		
パターン図					
部落(集落)名	<ul style="list-style-type: none"> 今泊 運天 (クンジャー・運天) 古宇利 	<ul style="list-style-type: none"> 兼次 諸志 (与那嶺) 平敷 謝名 仲宗根 	<ul style="list-style-type: none"> 与那嶺 仲尾次 崎山 玉城 勢理客 呉我山 	<ul style="list-style-type: none"> 越地 渡喜仁 	<ul style="list-style-type: none"> (与那嶺) (平敷) 謝名 玉城 湧川 天底 運天 上運天 古宇利
信仰	御嶽の森からは遠く(古宇利は例外)海に向かっての信仰がある。	腰宛の森にいだかれた集落で集落内にアサギがある。	御嶽は離れており(勢理客は例外)アサギが立派につくられている。	新しい部落で御嶽はなく、三月毛などの広場がある。	新しい集落が付加した部落で、古い集落はそれぞれ御嶽を持っている。
集落周り	丘や森に囲われ海に面している。	腰宛の森にいだかれ、畑地に向かって開けている。	凸凹としたゆるやかな起伏に畑地と共にとけ込んでいる。	平地の畑に家々が分散しており、海岸沿いに小高く緑地が分布する。	A.B.の複合型で、地形は複雑であり、視覚的な一体感はない。

出典：「今帰仁村総合開発基本構想」（1974年 今帰仁村）



今帰仁村景観計画

平成25年3月

平成27年11月 改定

今帰仁村役場 建設課

沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根 219 番地

TEL 0980 (56) 2255



沖縄県今帰仁村

